

資料1

西 東 京 市

男女平等参画推進委員会

令和6年2月6日

# 西東京市第5次男女平等参画推進計画 【計画案】



「西東京市第5次男女平等参画推進計画」  
「西東京市第3次配偶者暴力対策基本計画」  
「西東京市第2次女性の職業生活における活躍推進計画」  
「西東京市困難女性支援基本計画」の  
策定にあたって

市長写真

西東京市では、平成16（2004）年に初めての「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、その後、社会情勢の変化や、新たな市民ニーズなどを踏まえながら、5年ごとに計画を見直し、この度、令和6（2024）年度から10（2028）年度までの5カ年を計画期間とする本計画を策定いたしました。

本計画につきましては、学識経験者、関係団体、市民委員などで構成する西東京市男女平等参画推進委員会において議論を重ね、さらに、アンケート調査、ワークショップ、インタビューなどを通じて、市民の皆様との協働により策定いたしました。

計画策定の背景といたしましては、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人々の生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしました。特に、不安定な就労状況や様々な暴力の被害といった、女性をめぐる社会構造的な課題が改めて顕在化いたしました。

こうした課題に対し、国では、女性への福祉や人権の尊重・擁護などを目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、多様化、複合化する課題を抱える女性への支援が明確化されました。本市におきましても、法律の趣旨を踏まえ、この度「西東京市困難女性支援基本計画」を策定いたしました。

また、本計画からは、これまでの取組をさらに発展させるため「お互いが認め合い 一人ひとりが個性と能力を発揮して 自分らしく輝ける社会をめざす」を基本理念とし、人権の尊重、男女平等参画に加え、新たに多様性の尊重を基本的視点としながら取組を進めてまいります。

男女平等参画社会の実現を目指し、本計画を着実に推進していくためには、市民の皆様、事業者・関係団体の皆様など多くの方々と行政が連携し、協働していくことが大変重要と考えております。引き続き、皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、男女平等参画推進委員会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました皆様に心より御礼申し上げます。

令和6（2024）年3月

西東京市長 池澤隆史



# 目次

|                                          |           |
|------------------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b>                    | <b>1</b>  |
| 1. 計画策定の趣旨                               | 3         |
| 2. 計画の位置づけ                               | 3         |
| 3. 策定体制                                  | 5         |
| 4. 計画の期間                                 | 5         |
| <b>第2章 計画策定の背景</b>                       | <b>7</b>  |
| 1. 社会情勢                                  | 9         |
| 2. 近年の主な動向                               | 11        |
| 3. 西東京市の現状                               | 14        |
| 4. 西東京市第4次男女平等参画推進計画での取組                 | 27        |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b>                    | <b>29</b> |
| 1. 計画の基本理念                               | 31        |
| 2. 計画の基本的視点                              | 31        |
| 3. 基本目標と重点課題の設定                          | 31        |
| 4. 計画の体系                                 | 32        |
| <b>第4章 計画の内容</b>                         | <b>35</b> |
| 基本目標Ⅰ 人権と多様性を尊重する意識の醸成                   | 37        |
| ■課題1 固定的性別役割分担意識の解消                      | 37        |
| ■課題2 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進と人権意識の醸成    | 38        |
| ■課題3 性的指向・性自認等の理解促進                      | 40        |
| ■課題4 誰もが共に参画できる地域活動の推進                   | 41        |
| ■課題5 多様な視点による防災・減災のまちづくりの推進              | 42        |
| 基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 |           |
| 【女性活躍推進計画】                               | 43        |
| ■課題1 経済活動における女性活躍の推進                     | 43        |
| ■課題2 政策・方針決定過程への女性参画の促進                  | 45        |
| ■課題3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進           | 46        |
| ■課題4 男性の家事・育児・介護への参画促進                   | 47        |
| ■課題5 子育てへの支援                             | 48        |
| ■課題6 介護への支援                              | 49        |
| 基本目標Ⅲ あらゆる暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援          | 50        |

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| ■課題1 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援【配偶者暴力対策基本計画】 ..... | 50 |
| ■課題2 あらゆる暴力の防止 .....                       | 53 |
| ■課題3 生涯にわたる健康支援 .....                      | 55 |
| ■課題4 様々な困難を抱える女性への支援【困難女性支援基本計画】 .....     | 56 |
| 基本目標Ⅳ 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化 .....           | 58 |
| ■課題1 庁内推進体制の充実 .....                       | 58 |
| ■課題2 男女平等参画推進計画の進行管理 .....                 | 60 |

## 第5章 計画の推進に向けて 61

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1. 計画の推進体制 .....              | 63 |
| 2. 計画の進行管理 .....              | 63 |
| 3. 指標の設定 .....                | 64 |
| 4. 男女平等推進センター パリテの機能の充実 ..... | 65 |

## 資料編 67

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 1. 用語集 .....                        | 69  |
| 2. 西東京市男女平等参画に関するアンケート調査等概要 .....   | 72  |
| 3. 男女平等参画推進に関する国内外の主な動き（年表） .....   | 74  |
| 4. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 .....   | 78  |
| 5. 男女共同参画社会基本法 .....                | 83  |
| 6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ..... | 86  |
| 7. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....     | 94  |
| 8. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 .....      | 101 |
| 9. 西東京市男女平等参画推進委員会条例 .....          | 105 |
| 10. 西東京市男女平等参画推進委員会委員名簿 .....       | 106 |
| 11. 西東京市男女平等参画推進委員会開催経過 .....       | 107 |

## 第1章 計画の策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

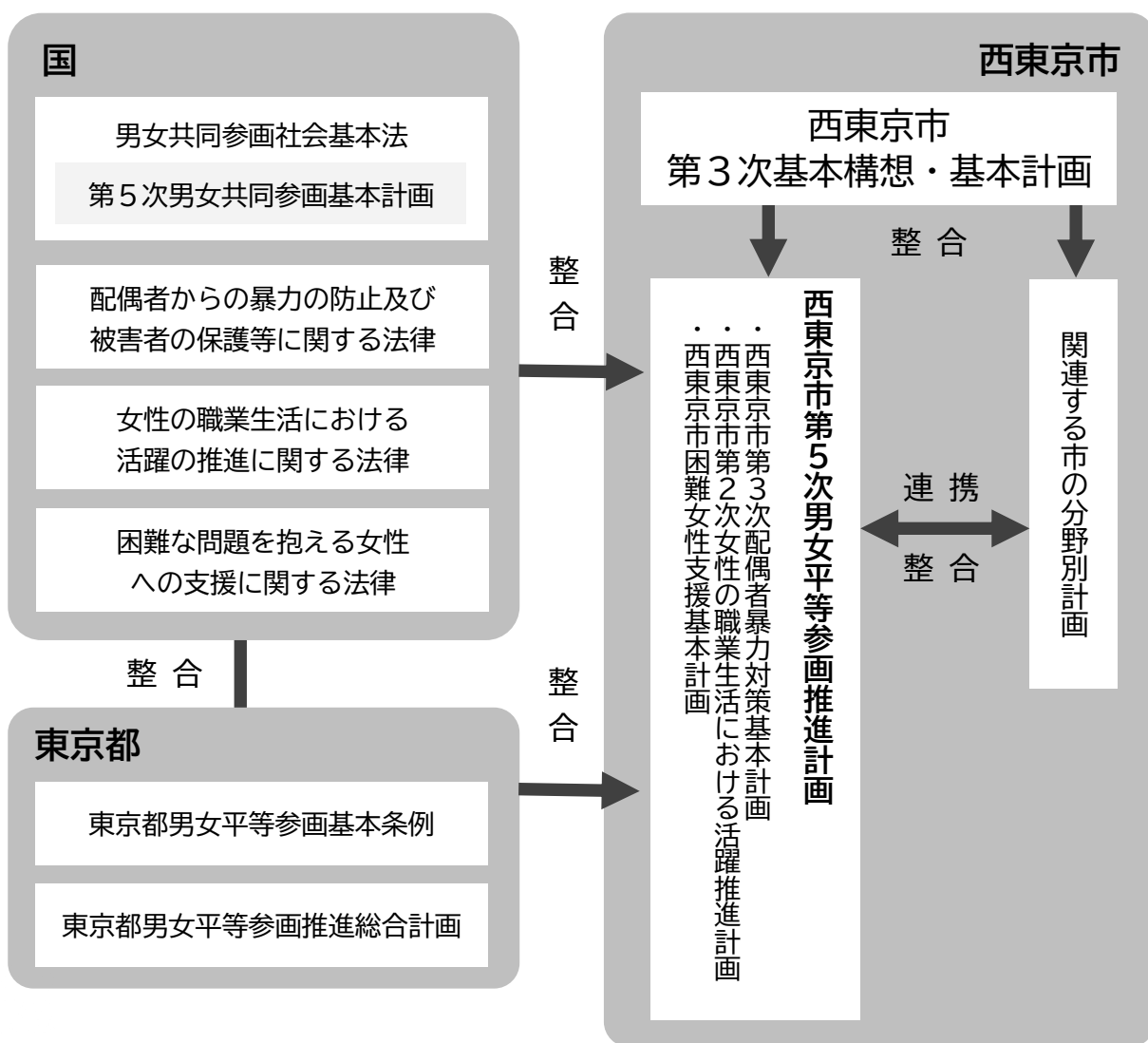
西東京市では、平成 16（2004）年 3 月に「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、平成 20（2008）年 4 月には男女平等参画推進の拠点施設として「男女平等推進センター パリテ」を開館しました。その後、第 2 次、第 3 次、第 4 次の計画を策定し、男女平等参画社会の実現に向けて積極的に施策を展開してきました。

現行の第 4 次計画の計画期間が令和 5（2023）年度末で終了することを踏まえ、社会情勢の変化や市を取り巻く環境に対応するために、「西東京市第 5 次男女平等参画推進計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」に該当し、「西東京市第 3 次配偶者暴力対策基本計画（以下、「配偶者暴力対策基本計画」という。）」として位置づけます。
- (3) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」に該当し、「西東京市第 2 次女性の職業生活における活躍推進計画（以下、「女性活躍推進計画」という。）」として位置づけます。
- (4) この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第 8 条第 3 項に基づく「市町村基本計画」に該当し、「西東京市困難女性支援基本計画（以下、「困難女性支援基本計画」という。）」として位置づけます。  
※同法は令和 6（2024）年 4 月 1 日施行のため、今後策定される上位計画の内容に留意して検討
- (5) この計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の趣旨を踏まえて策定しました。
- (6) この計画は、「西東京市第 3 次基本構想・基本計画」や関連する他分野の計画と整合性を図りながら策定しました。
- (7) この計画は、男女平等参画社会をめざす第 1 次、第 2 次、第 3 次、第 4 次の計画を継承しています。

# ◇計画の位置づけ



### 3 策定体制

#### (1)「西東京市男女平等参画推進委員会」の開催

学識経験者や公募の市民等で構成される「西東京市男女平等参画推進委員会」において、計画素案の内容や計画案について審議し、ご意見をいただきました。

#### (2)「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」、「男女平等参画に関する西東京市職員意識・実態調査」の実施

本計画の策定に必要な基礎資料とすることを目的に、無作為抽出した市民及び全職員を対象にアンケート調査を実施しました。

＊各調査の概要は資料編（74 ページ）に掲載しています。

#### (3)「市民ワークショップ」、「事業者インタビュー」、「中学生インタビュー」の実施

本計画の策定に必要な基礎資料とすることを目的に、市民を対象としたワークショップと、市内事業者、市内中学生を対象とした個別インタビューを実施しました。

#### (4)パブリックコメント、市民説明会の実施

市民の意見を幅広く聴取するために、素案に関するパブリックコメント（市民意見公募手続き制度）と市民説明会を実施しました。

### 4 計画の期間

この計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの 5 カ年とします。

|      | 令和<br>元年度<br>(2019)                             | 令和<br>2 年度<br>(2020) | 令和<br>3 年度<br>(2021)                         | 令和<br>4 年度<br>(2022)                         | 令和<br>5 年度<br>(2023) | 令和<br>6 年度<br>(2024)                              | 令和<br>7 年度<br>(2025) | 令和<br>8 年度<br>(2026) | 令和<br>9 年度<br>(2027) | 令和<br>10 年度<br>(2028) |
|------|-------------------------------------------------|----------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 国    |                                                 |                      | 令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度<br>第 5 次男女共同参画基本計画 |                                              |                      |                                                   |                      |                      |                      |                       |
| 東京都  |                                                 |                      |                                              | 令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度<br>東京都男女平等参画推進総合計画 |                      |                                                   |                      |                      |                      |                       |
| 西東京市 | 令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度<br>西東京市第 4 次男女平等参画推進計画 |                      |                                              |                                              |                      | 令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度<br>西東京市第 5 次男女平等参画推進計画 |                      |                      |                      |                       |



## 第2章 計画策定の背景



# 1 社会情勢

## (1) SDGsとジェンダー平等

ジェンダー平等とは、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味します。生物学的な性とは異なり、ジェンダーは社会的・文化的につくられている性を指しています。現代社会では、固定的性別役割分担意識※等により、性別によって役割が固定され、生き方や働き方が制限されてしまうといった不平等が生じています。

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて加盟 193 か国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの 15 年間の行動目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、17 の目標と 169 のターゲットが定められており、誰一人として取り残さない社会の実現という理念を持っています。

この前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント※を達成することを目指す」と示されており、ジェンダー平等の実現は SDGs 全体の目的の一つとなっています。

掲げられた 17 の目標の 5 番目に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が位置付けられており、すべてのゴールの達成においてジェンダーの視点の主流化が不可欠であることが示されました。



## (2) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

令和2（2020）年より本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会や経済に大きな影響を及ぼしました。感染拡大防止に伴い、テレワーク※や在宅勤務等の柔軟で多様な働き方が広まりを見せるといった変化があった一方で、女性の就業や生活は大きな影響を受けました。

感染拡大防止のための外出自粛や休業要請等により、非正規雇用労働者を中心に女性が多く従事するサービス業等の就業・雇用状況の悪化、生活不安やストレスによる配偶者等からの暴力（DV※）や性暴力の増加・深刻化、女性の自殺者の増加等、女性をめぐる様々な問題が今まで以上に顕在化しました。

## (3) ジェンダー・ギャップ指数※（GGI）

世界経済フォーラムが毎年公表する経済・政治・教育・健康の4分野のデータを基にした「ジェンダー・ギャップ指数」は、各国の男女格差を測る指標の1つとなっています。令和5（2023）年の日本の順位は146か国中125位で、令和4（2022）年の146か国中116位から後退するという結果になりました。これは先進国の中では最低レベルであり、アジア諸国の中でも韓国や中国、ASEAN諸国より低い状況です。日本は、教育分野や健康分野では世界的に見てもトップレベルである一方で、政治分野や経済分野の値が特に低く、政治分野では146か国中138位、経済分野では146か国中123位と、全体の順位を引き下げています。

【ジェンダー・ギャップ指数（2023） 上位国及び主な国の順位】

| 順位 | 国名       | 値     |
|----|----------|-------|
| 1  | アイスランド   | 0.912 |
| 2  | ノルウェー    | 0.879 |
| 3  | フィンランド   | 0.863 |
| 4  | ニュージーランド | 0.856 |
| 5  | スウェーデン   | 0.815 |
| 6  | ドイツ      | 0.815 |
| 15 | 英国       | 0.792 |
| 30 | カナダ      | 0.770 |
| 40 | フランス     | 0.756 |

| 順位  | 国名    | 値     |
|-----|-------|-------|
| 43  | アメリカ  | 0.748 |
| 79  | イタリア  | 0.705 |
| 102 | マレーシア | 0.682 |
| 105 | 韓国    | 0.680 |
| 107 | 中国    | 0.678 |
| 124 | モルディブ | 0.649 |
| 125 | 日本    | 0.647 |
| 126 | ヨルダン  | 0.646 |
| 127 | インド   | 0.643 |

## 2 近年の主な動向

### (1) 国の動き

#### 第5次男女共同参画基本計画の策定

平成 11 (1999) 年に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 12 (2000) 年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後は5年ごとに改定が行われ、令和 2 (2020) 年 12 月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

第5次計画では4つの目指すべき社会が提示されており、その実現を通じて男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会<sup>\*</sup>の形成の促進を図るとしています。男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることについて、「「男女」にとどまらず、年齢も国籍も、性的指向<sup>\*</sup>・性自認<sup>\*</sup> (性同一性) に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブ<sup>\*</sup>な社会の実現にもつながるものである」としており、多様性の視点が強調されました。

#### ～ 第5次男女共同参画社会基本計画にて掲げられた目指すべき社会 ～

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

さらに、令和 5 (2023) 年 6 月には「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023 (女性版骨太の方針 2023)」が決定されました。第5次男女共同参画基本計画に示された具体的な取組について着実に実施するとした上で、「女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて」、「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化」、「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」、「女性の登用目標達成 (第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)」を新たに取り組む事項として掲げており、横断的な視点を持って速やかに取組を進めることとしています。

#### 女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律) の改正

令和元 (2019) 年 5 月に改正され、令和 4 (2022) 年 4 月 1 日から女性活躍に関する状況等の公表、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定が義務付けられる対象が、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主から 101 人以上の事業主に拡大されました。

## 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正

令和3（2021）年6月に一部改正され、政党は候補者選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクシュアル・ハラスメント※、マタニティ・ハラスメント※等への対策等に自主的に取り組むよう努めるものとされました。また、国及び地方公共団体は、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対応をはじめとする、環境整備等の施策の強化を図るものとしています。

## 性犯罪に関する刑法等の改正

令和5（2023）年6月に成立し、7月から順次施行された改正刑法では、不同意性交等罪と不同意わいせつ罪として、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状況における性行為は犯罪であることが明記されました。また、13歳未満の子どもに加え、13歳以上16歳未満の子どもで、行為者が5歳以上年長である場合にも処罰対象となりました。さらに、公訴時効期間の延長や、16歳未満の子どもに対する面会要求等の罪が新設されました。また、わいせつな画像の撮影や第三者への提供等を処罰する性的姿態撮影等処罰法も同時に成立しています。

令和5（2023）年3月には「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を決定し、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度の3年間を性犯罪・性暴力の「更なる集中強化期間」として位置付け、性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる決して許されない行為であり、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力根絶に向けた取組と被害者支援を強化するとしています。

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の成立

従来、昭和31（1956）年に制定された売春防止法を根拠として、女性をめぐる課題に対応する婦人保護事業を実施していましたが、女性をめぐる課題は生活困窮やDV、性犯罪・性暴力被害、家庭関係破綻等のように複雑化・多様化し、現行の法制度では限界であるとの提言がなされました。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大によりこうした課題が顕在化していることを踏まえ、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず困難な問題を抱えている女性の現状を改善し福祉の更なる推進を図るために令和4（2022）年5月に成立しました。

### ◆基本理念

- ①困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- ②困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- ③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

⇒売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生が目的の現行の売春防止法から「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点が明確に規定

---

## 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の成立

---

令和5（2023）年6月に公布・施行され、多様性に関する理解が不十分である現状を踏まえ、本法律において基本理念を定め、国や地方公共団体の役割や必要事項を明確にすることで、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

## （2）東京都の動き

---

### 東京都男女平等参画推進総合計画の策定

---

平成12（2000）年3月に制定された「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、令和4（2022）年3月に策定されました。「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現」を目指す男女平等参画社会のあり方として、「男女平等参画推進に向け、企業の取組を加速させるとともに、家庭・職場などあらゆる場面での意識改革等を促していく」ことを基本的考え方として示し、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」、「配偶者暴力対策」を3つの柱として掲げています。

---

### 東京都子供への虐待の防止等に関する条例の制定

---

平成31（2019）年4月に制定され、社会全体で子どもを虐待から守ることを基本理念としており、子どもは権利の主体であり、虐待は子どもへの重大な権利侵害であること、子どもの意見の尊重や安全・安心の確保、最善の利益を最優先にする考え方を共有して、社会全体で虐待の防止を進めることとしています。

---

### 東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定

---

平成30（2018）年10月に制定された「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和元（2019）年12月に策定され、令和5（2023）年3月には、第2期計画が定められました。基本方針として「性的マイノリティ※当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指す」ことが掲げられています。

---

### 東京都パートナーシップ宣誓制度の創設

---

令和4（2022）年6月に制度創設に係る「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の一部改正が都議会において可決され、同年11月に運用が開始されました。この制度の運用により、多様な性や性的マイノリティに関する正しい理解の啓発とともに、当事者の生活上の困難等の軽減等、暮らしやすい環境づくりを進めるとしています。

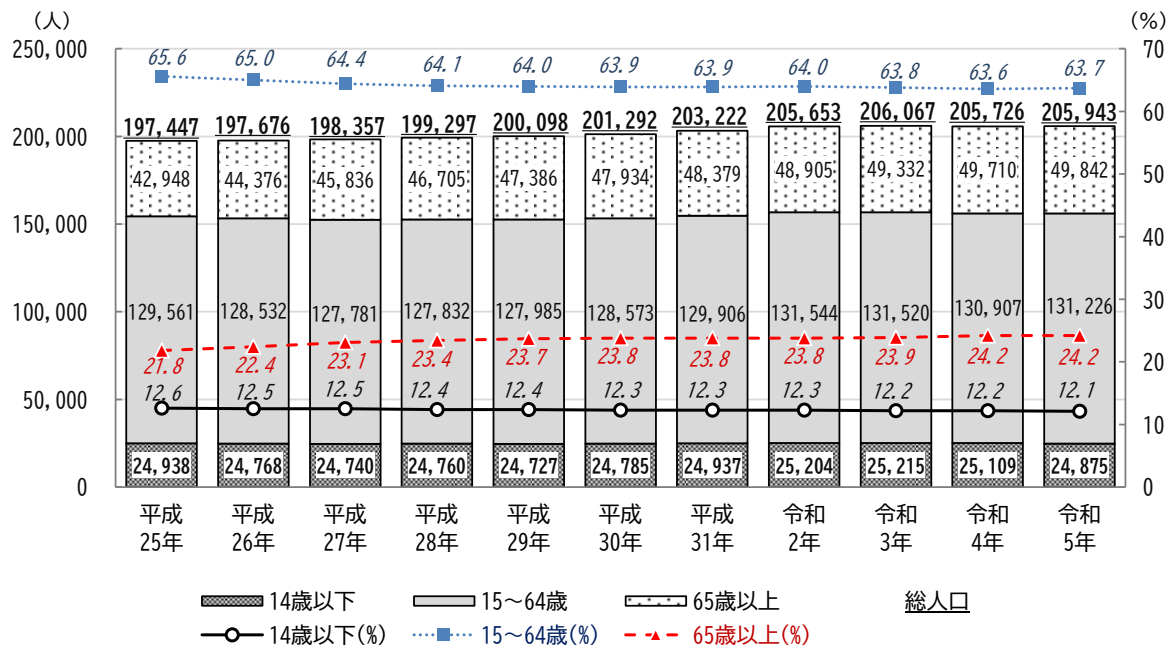
### 3 西東京市の現状

#### (1) 統計データから見る西東京市の現状

##### ①年齢別人口の推移

総人口は、令和3（2021）年まで増加傾向にありましたが、令和4（2022）年に僅かに減少し、令和5（2023）年4月1日現在は205,943人となっています。

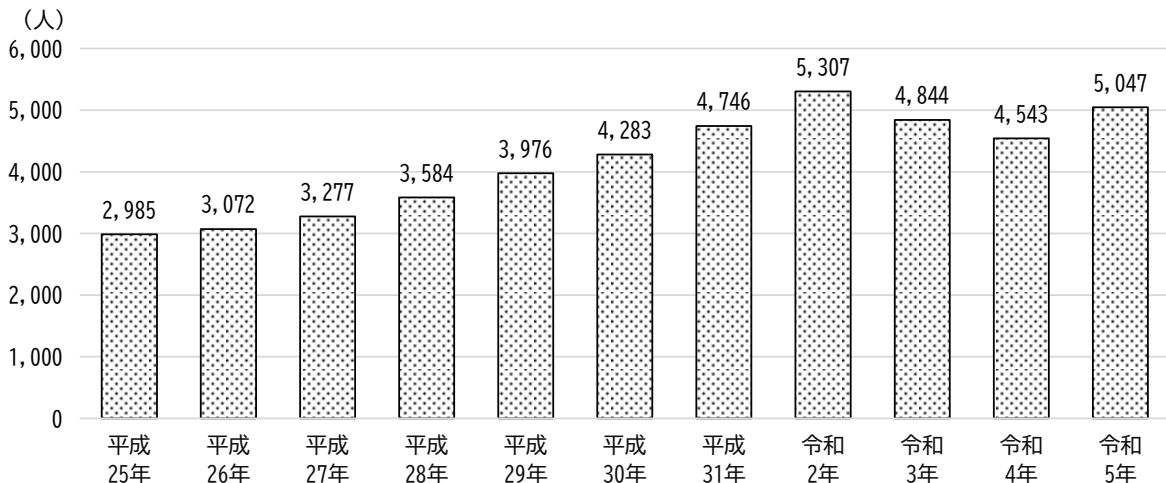
年齢3区分別の人口構成比でみると、14歳以下の割合は微減に推移しています。同じく15～64歳の割合も微減している一方で、65歳以上の割合は平成25（2013）年の21.8%から令和4（2022）年の24.2%まで増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

##### ②外国人人口の推移

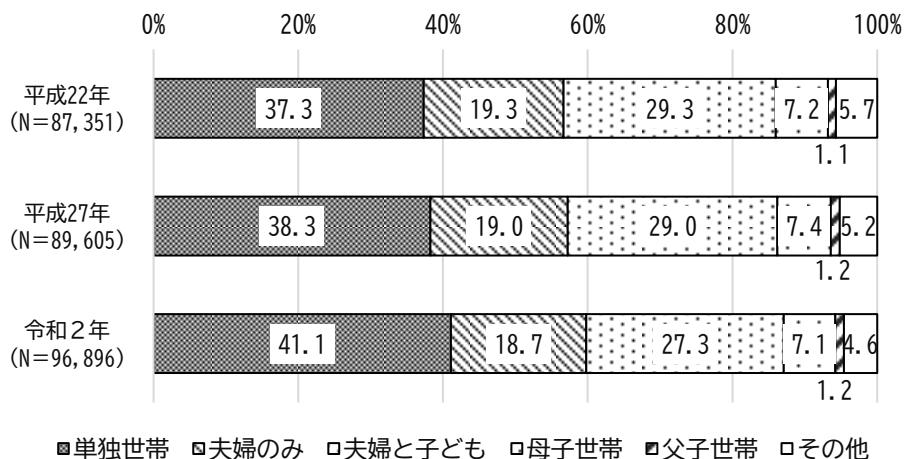
外国人人口は、令和2（2020）年まで増加傾向にあり、その後減少に転じたものの、令和5（2023）年4月1日現在5,047人となっており、前年に比べて504人増加しました。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

### ③世帯の家族類型の推移

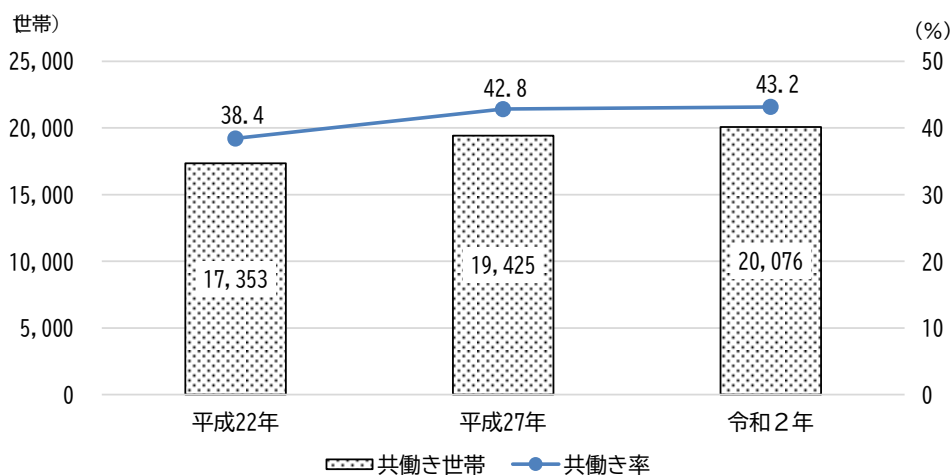
世帯の家族類型の推移をみると、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけて「単独世帯」が増加しており、「夫婦と子ども」世帯が微減しています。また、母子世帯と父子世帯は大きな変化はみられませんが、両者を合わせたひとり親世帯は約 1 割を占め、父子世帯に比べて母子世帯が多くなっています。



資料：国勢調査

### ④共働き世帯の推移

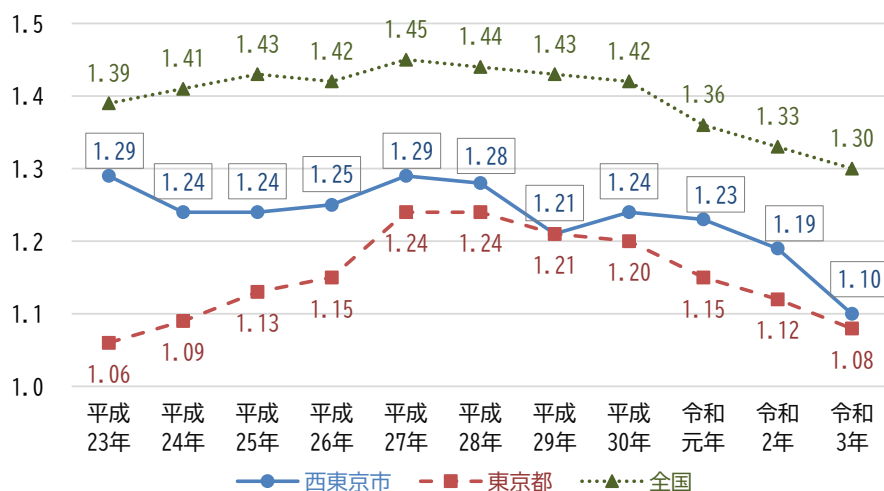
共働き世帯の推移をみると、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年にかけて増加しており、令和 2（2020）年には 20,076 世帯、共働き率は 43.2%となっています。



資料：国勢調査

## ⑤合計特殊出生率の推移

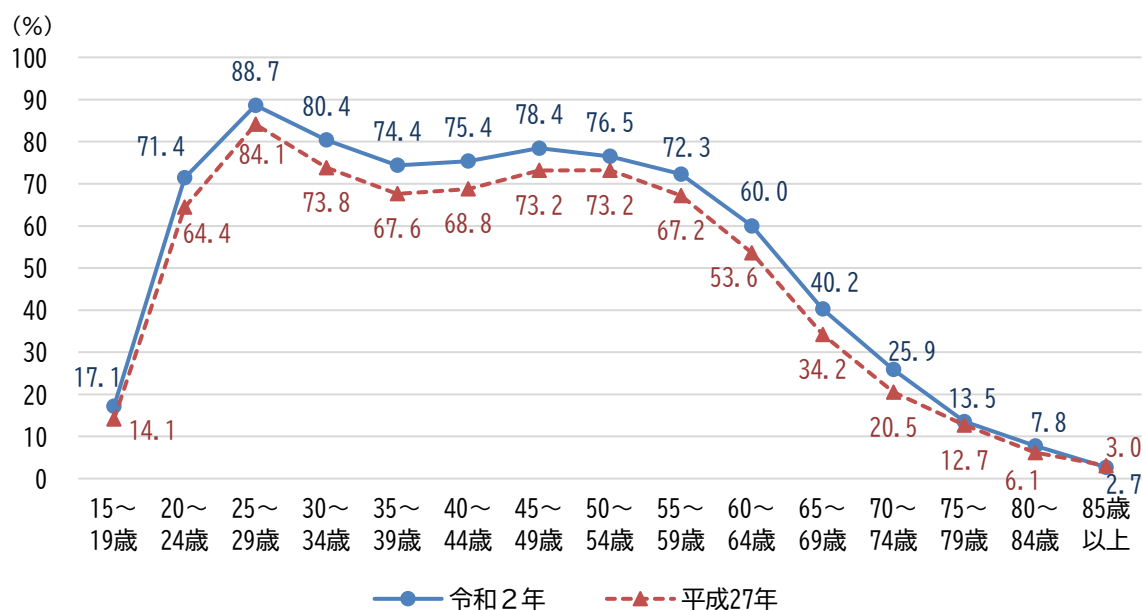
合計特殊出生率の推移をみると、平成 30（2018）年以降低下しており、令和 3（2021）年には 1.10 となっています。全国と比較すると低い水準となっており、東京都と比較すると直近 3 年間は上回っていましたが、令和 3（2021）年は同水準となっています。



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」

## ⑥女性の 5 歳階級別労働力率の推移

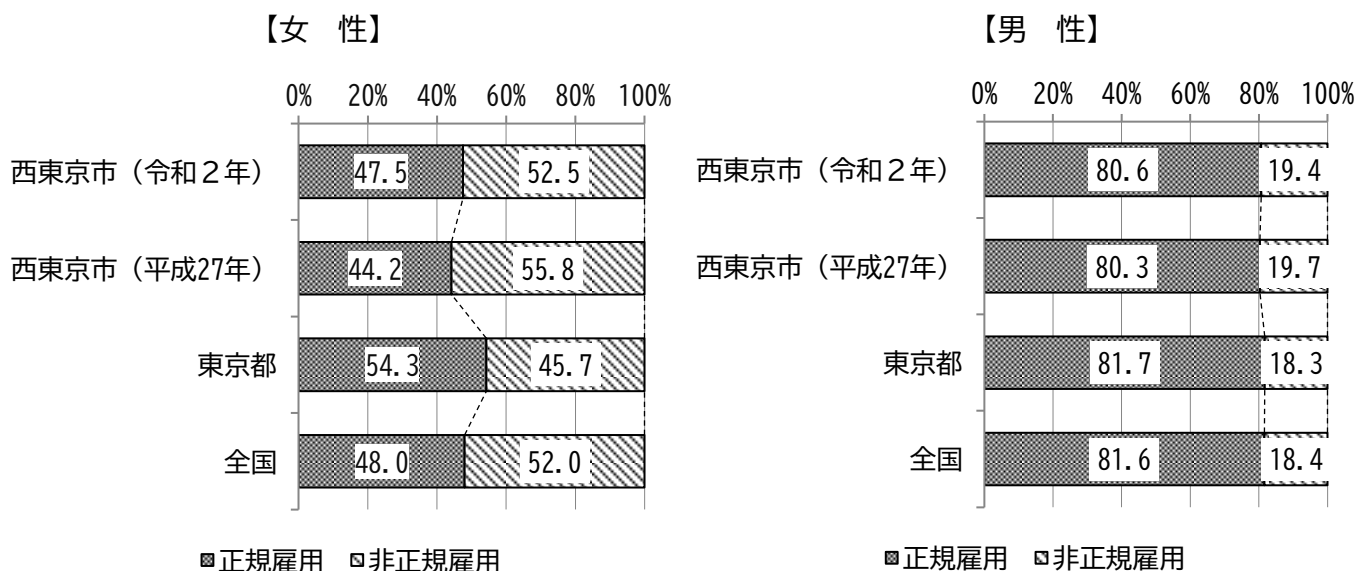
女性の 5 歳階級別労働力率をみると、令和 2（2020）年では、25～29 歳で 88.7%と最も高くなっており、その後減少して 35～34 歳で 74.4%となり、35～59 歳で 7 割台となっています。平成 27（2015）年と比較すると、令和 2（2020）年はどの年齢区分でも労働力率が上回っています。



資料：国勢調査

## ⑦雇用形態の推移

雇用形態をみると、女性の正規雇用は平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけて増加し、47.5%となっています。全国とは同水準となっていますが、東京都と比べると低い状況です。また、男性で正規雇用は 80.6%と 8 割以上を占めていることから、依然として女性の正規雇用は男性に比べて低い水準となっています。



資料：国勢調査

## ⑧審議会等への女性の参画状況

女性の参画状況を多摩 26 市の中で比較すると、審議会における女性委員の割合と女性管理職割合（一般行政職）はともに 13 位、委員会等における女性委員の割合は 15 位と、おおむね中位に位置しています。

| 審議会等への<br>女性の登用状況  | 委員等への<br>女性の登用状況   | 女性管理職割合<br>（一般行政職） |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 31.2%<br>（13位／26市） | 14.3%<br>（15位／26市） | 12.5%<br>（13位／26市） |

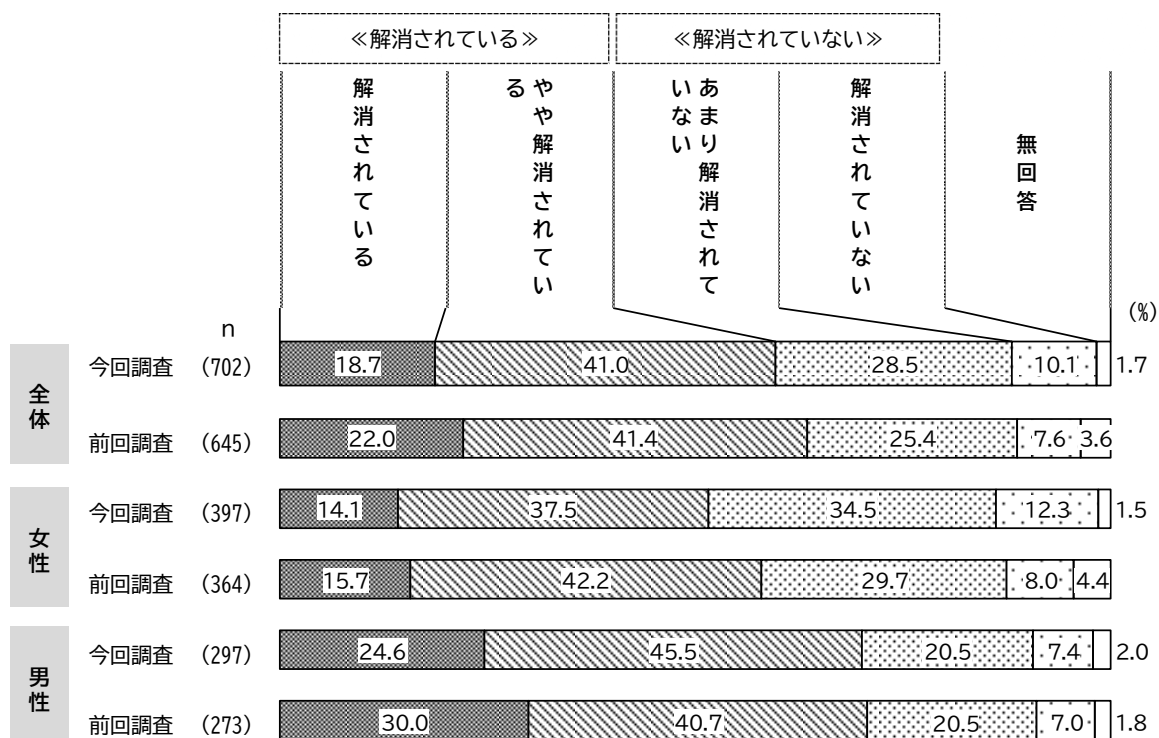
資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和 5 年度）

## (2) 調査結果からみる現状

### 男女平等参画の意識について

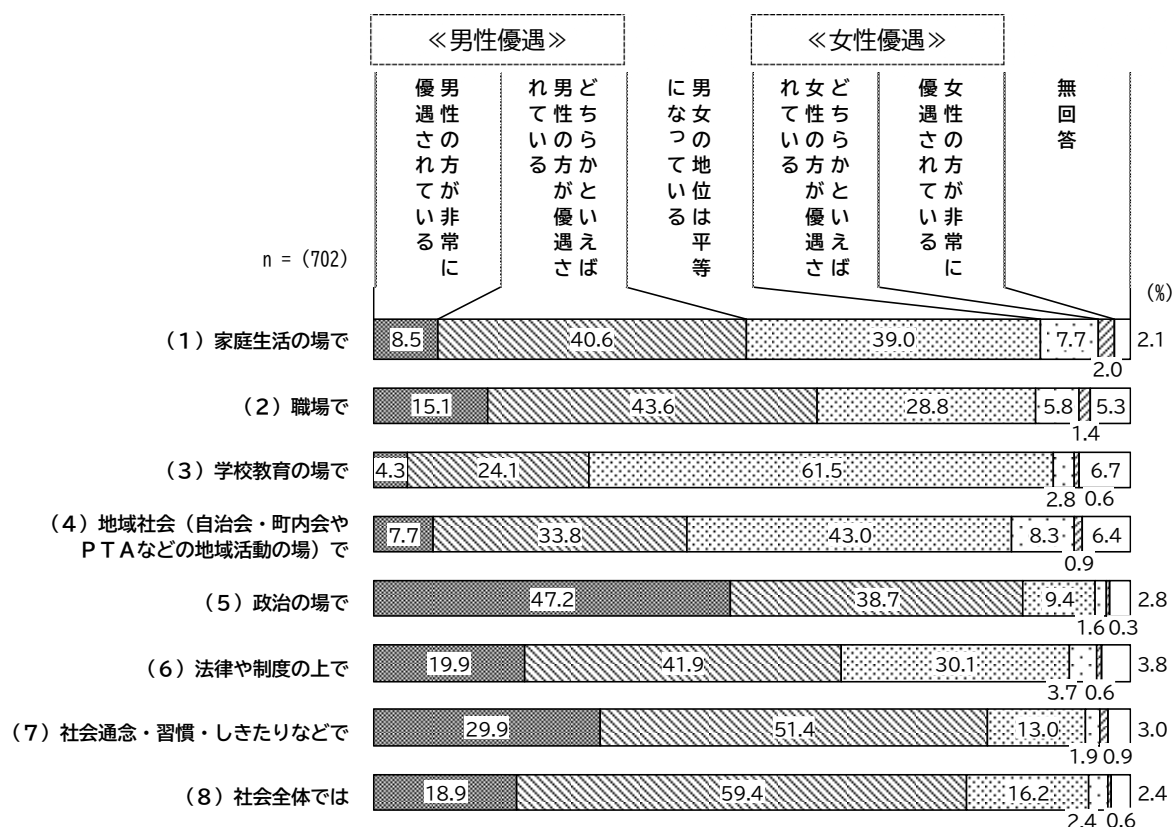
#### ① 固定的性別役割分担意識についての考え

固定的性別役割分担意識について、「解消されている」が女性で 51.6%、男性で 70.1% と男女共に過半数が解消されていると感じているものの、その意識には男女差が見られます。また、前回調査から女性の「解消されていない」が増えており、女性で社会のあらゆる場で固定的性別役割分担意識を多く感じていることがうかがえます。



## ②男女の地位の平等感

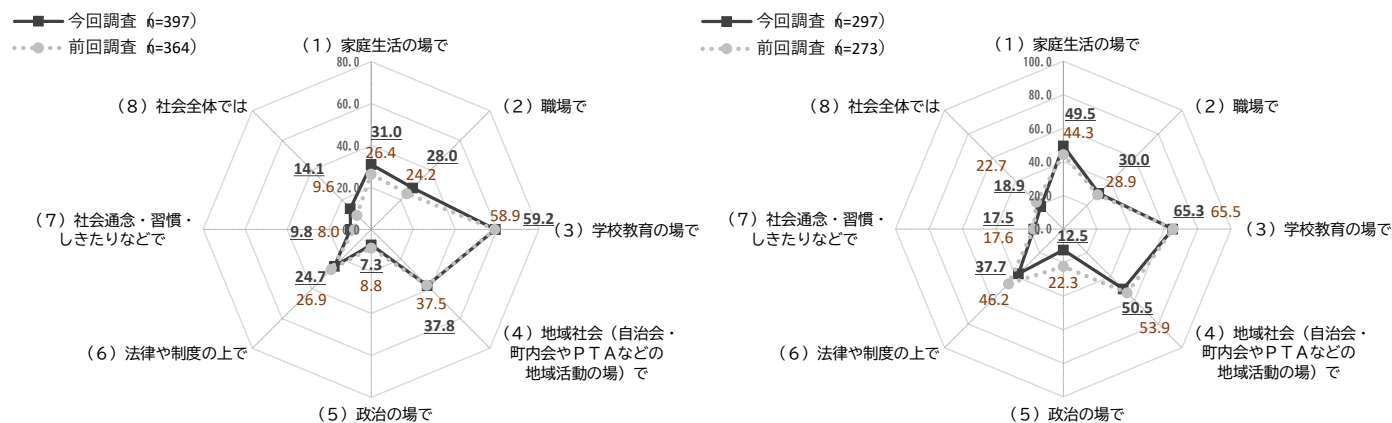
男女の地位の平等感について、男女共に「男性優遇」が『政治の場』、『社会通念・習慣・しきたりなど』、『社会全体』で7～8割を占めて多くになっており、社会全体のあらゆる場で今なお性別間の格差があることがうかがえます。また、すべての分野で「男性優遇」は女性が男性を上回っています。前回調査と比較すると、女性では「男女の地位は平等になっている」が『家庭生活の場』、『職場』、『社会全体』で前回調査を3ポイント以上上回り、男性では『政治の場』、『法律や制度の上』で前回調査を大きく下回っていることから、男女で平等感に違いが見られます。



### <「平等」と回答した割合（前回調査との比較）>

女性

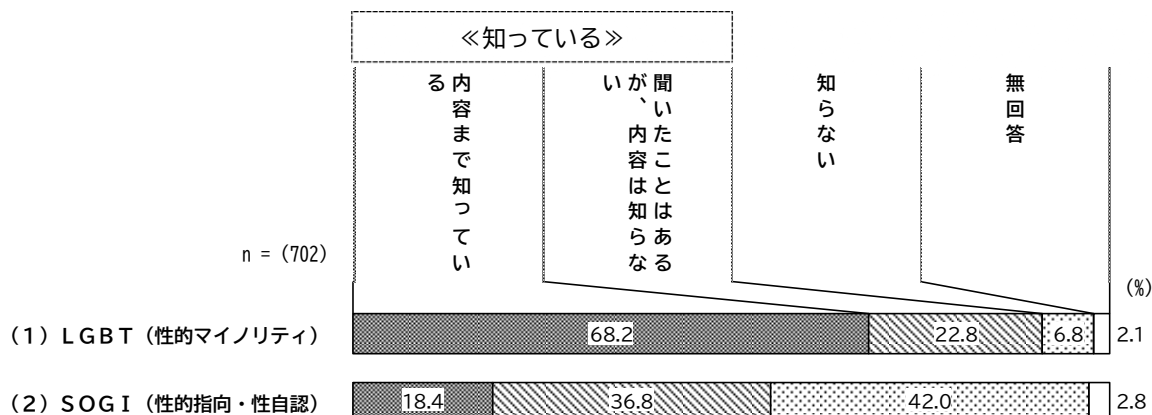
男性



## 性の多様性について

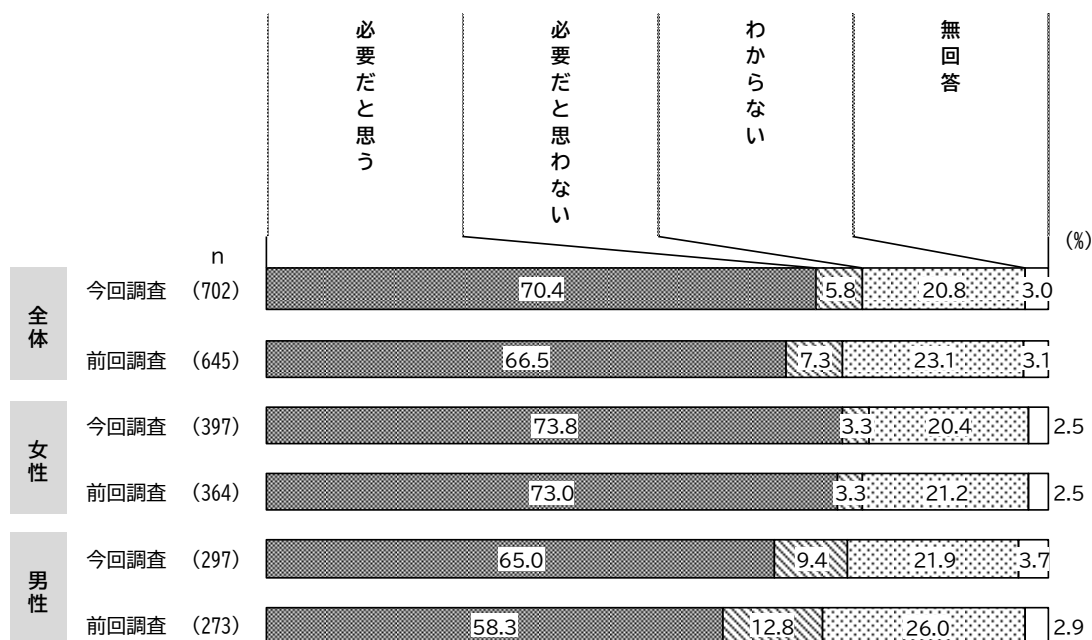
### ①性の多様性に関する言葉の認知度

『LGBT（性的マイノリティ）』は「知っている」が9割以上を占め、「内容まで知っている」割合も半数以上となっていますが、『SOGI（性的指向・性自認）』の認知度は5割台半ばで、「内容まで知っている」は約2割に留まっています。



### ②性的マイノリティへの取り組みについての考え方

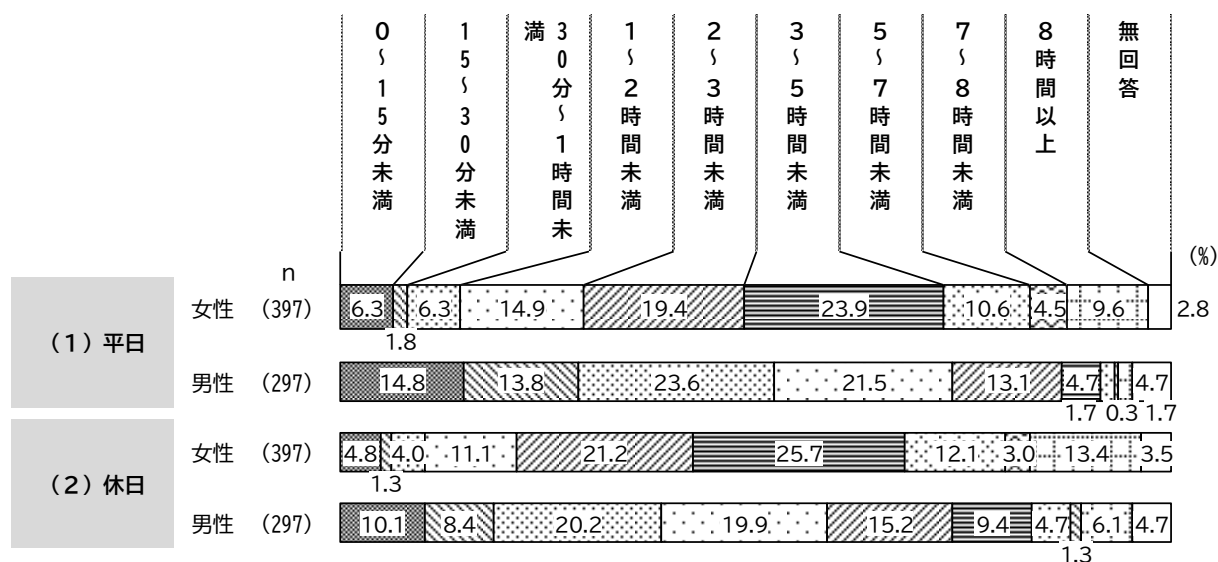
性的マイノリティへの取組を進めることについて、男女共に「必要だと思う」が最も多く、女性で7割台、男性で6割台半ばとなっています。また、男性で前回調査から「必要だと思う」が増加しています。



## 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）について

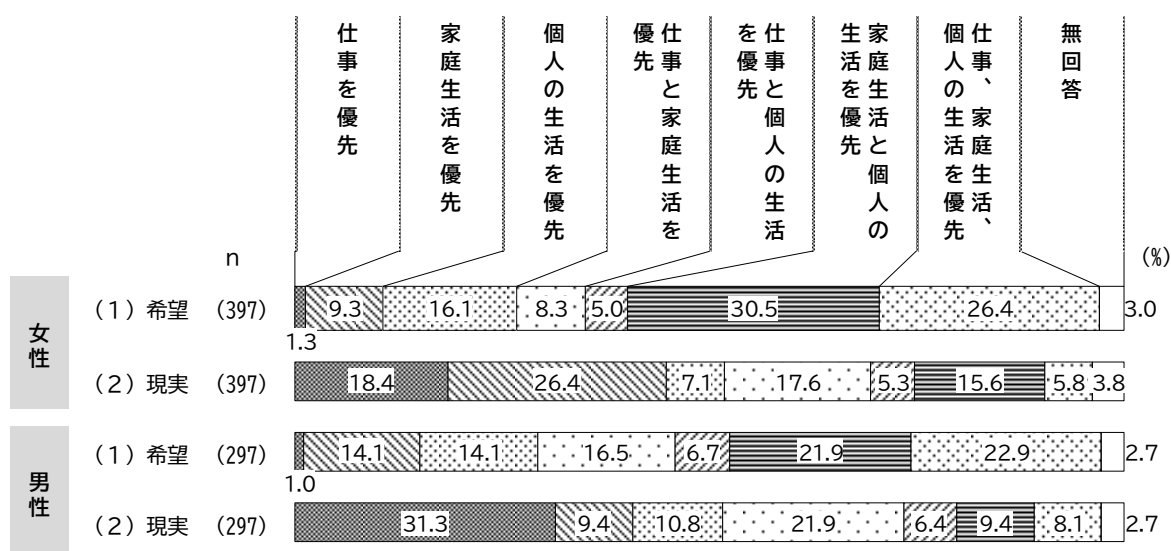
### ①家事・育児・介護などに携わっている時間

家事・育児・介護などに携わっている時間について、平日・休日共に女性は「3～5時間未満」、男性は「30分～1時間未満」が最も多く、女性の方が家事等に多くの時間を割いています。



### ②生活の中の優先度（希望、現実）

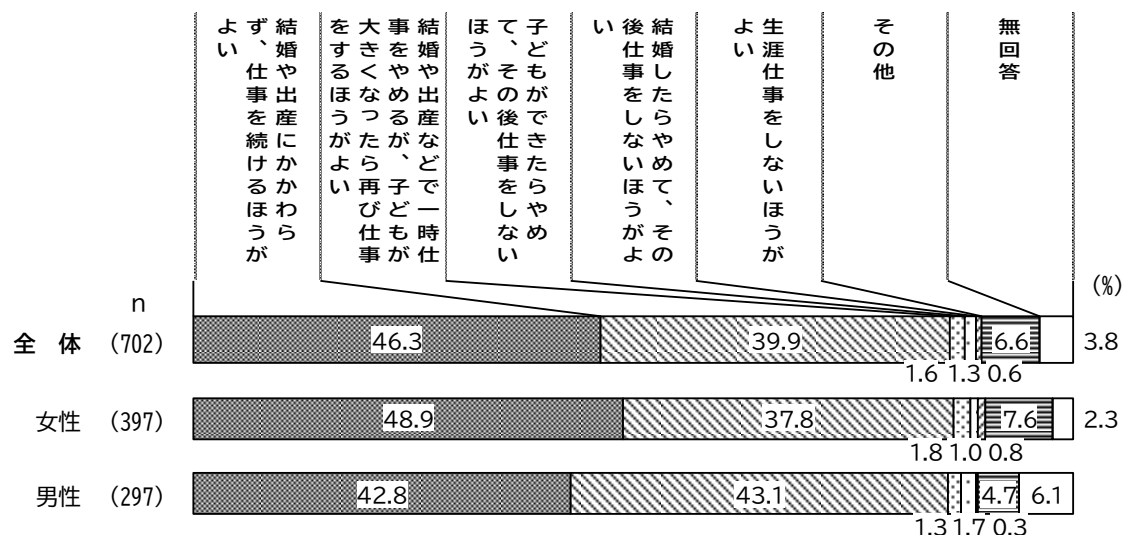
生活の中の優先度について、希望では男女共に「家庭生活と個人の生活を優先」、「仕事、家庭生活、個人の生活を優先」が多くなっています。一方で、現実で女性は「家庭生活を優先」、男性は「仕事を優先」が最も多くなっており、希望と現実が乖離していることがうかがえます。



## 女性の活躍について

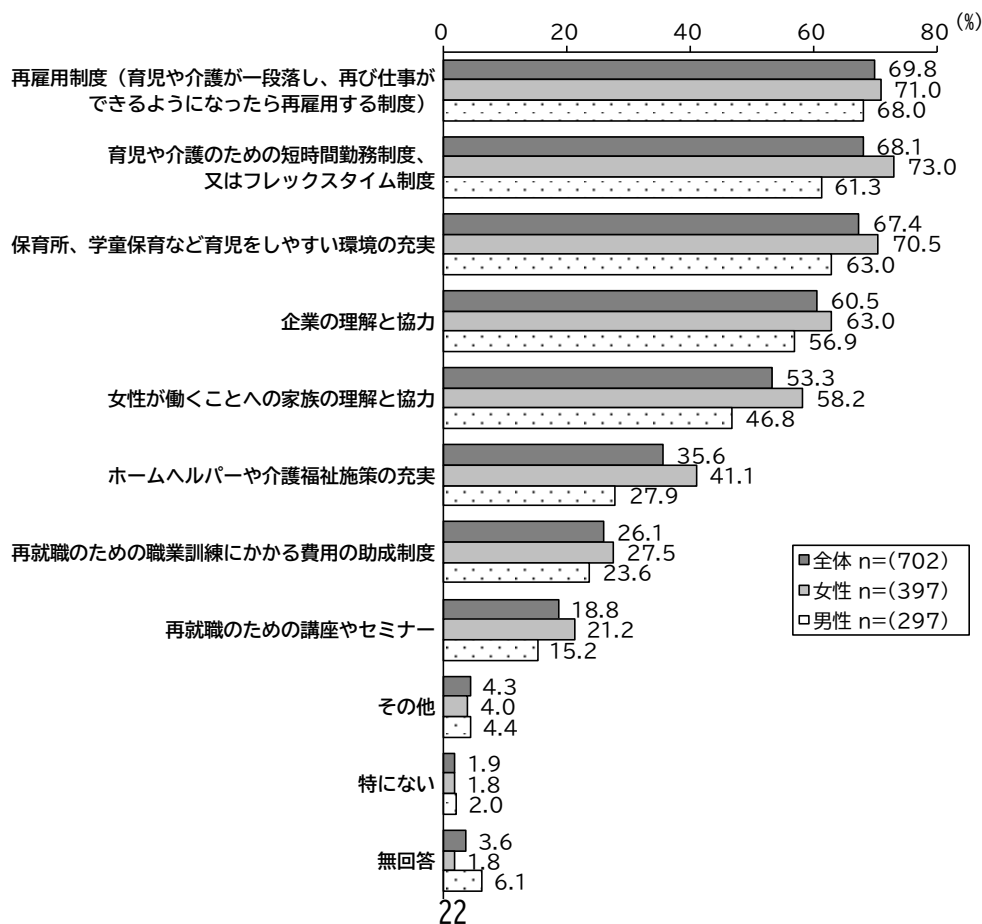
### ①女性の働き方について

女性の働き方について、女性では「結婚や出産にかかわらず仕事を続けるほうがよい」が約5割を占めています。男性でも「結婚や出産にかかわらず仕事を続けるほうがよい」は4割台となっていますが、「結婚や出産などで一時仕事をやめるが、子どもが大きくなったら再び仕事をするほうがよい」も同程度となっています。



### ②一時期仕事をやめた女性が再就職を希望する際に役立つものについて

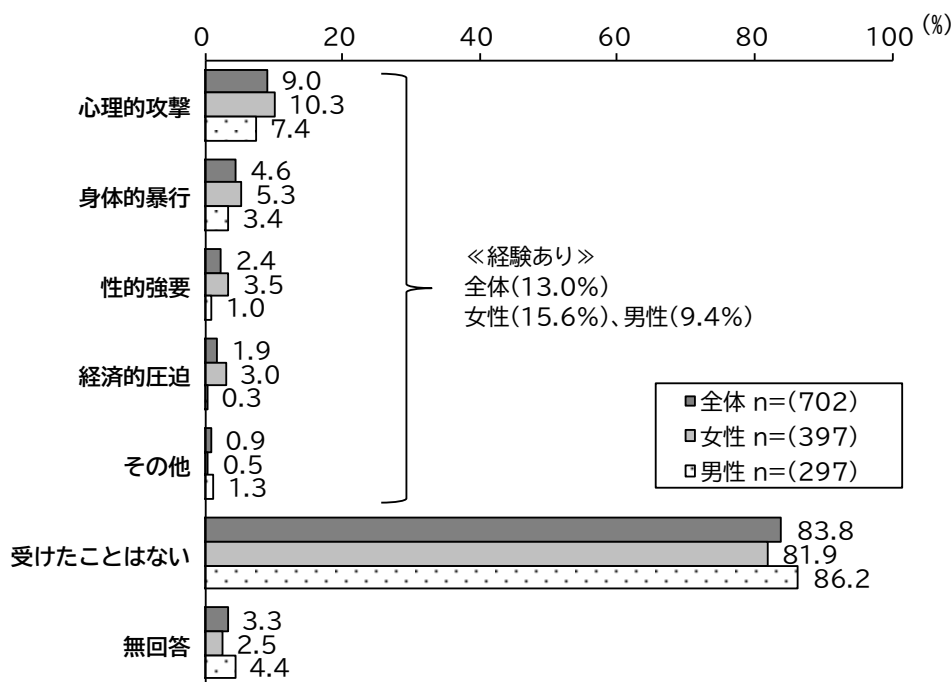
男女共に、「再雇用制度」、「育児や介護のための短時間勤務制度、又はフレックスタイム制度」、「保育所、学童保育など育児をしやすい環境の充実」が特に求められています。



## 暴力について

### ①配偶者等から暴力を受けた経験

暴力を受けた経験は女性で1割台半ばと男性を上回っていますが、男性でも被害経験は約1割となっています。受けた暴力としては「心理的攻撃」が最も多くなっています。



### ②配偶者等からの暴力を受けた時誰にも相談しなかった理由（上位5項目）

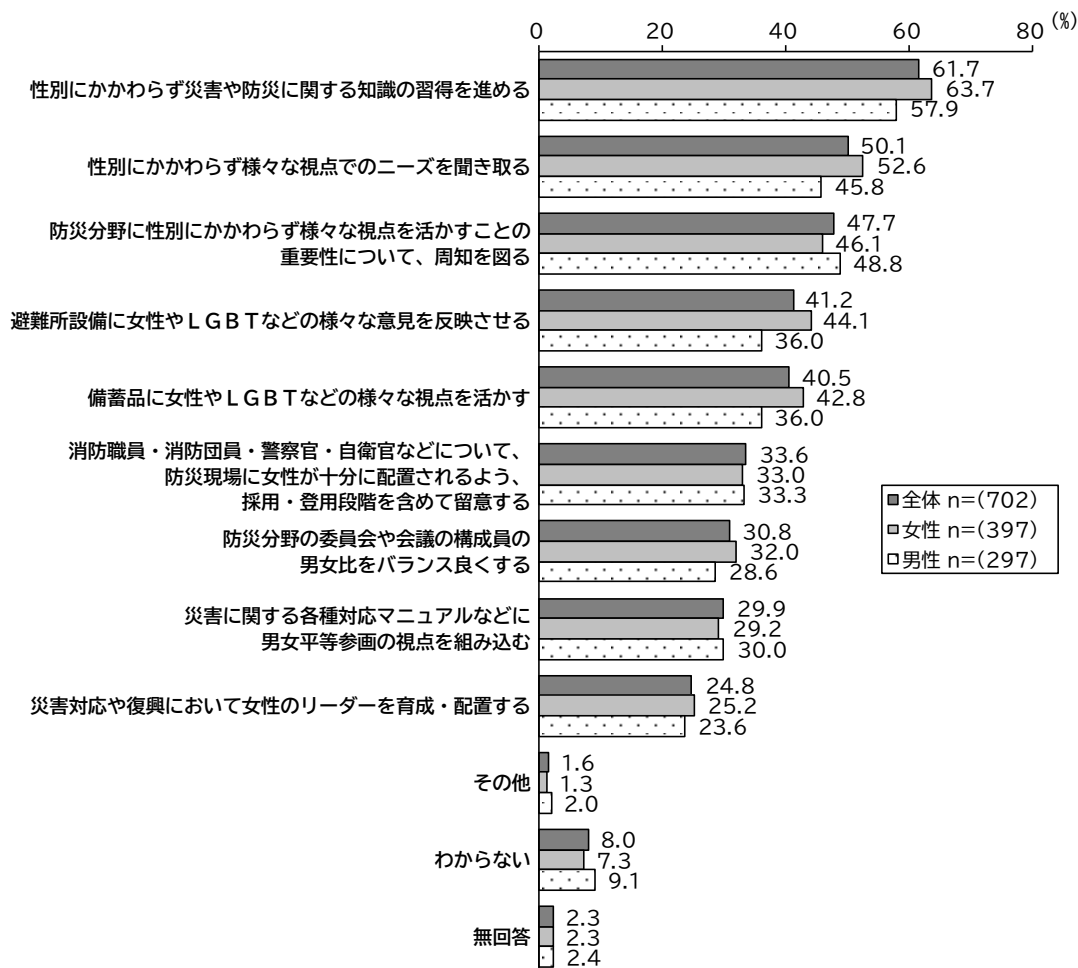
暴力を受けた経験がある人のうち、誰にも相談しなかった人は51.6%と5割以上を占めています。その理由について、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く、「相談しても無駄だと思ったから」、「我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから」が続いています。

|   | 項目                       | 割合    |
|---|--------------------------|-------|
| 1 | 相談するほどのことではないと思ったから      | 48.9% |
| 2 | 相談しても無駄だと思ったから           | 36.2% |
| 3 | 我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから | 31.9% |
| 4 | 人に打ち明けることに抵抗があったから       | 27.7% |
| 5 | 相談できる人がいなかったから           | 23.4% |

## 男女平等参画を進めるために必要な施策について

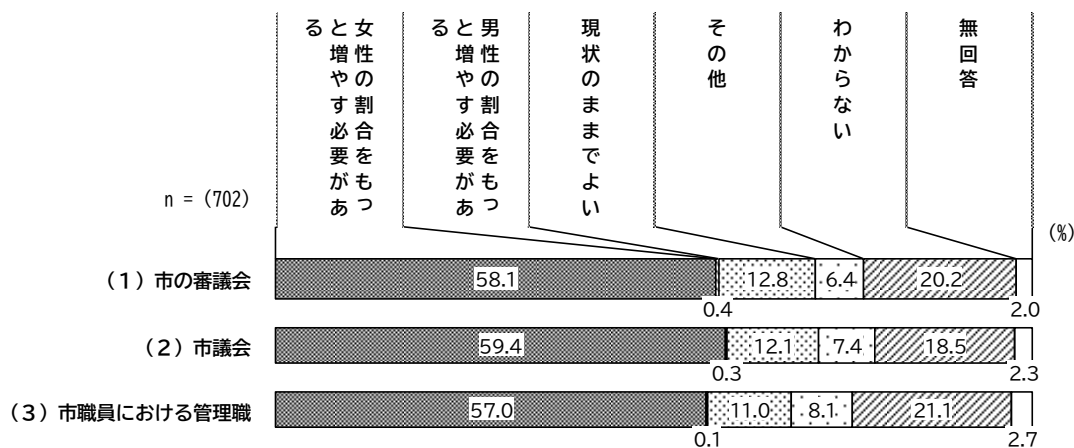
### ①防災分野で男女平等の視点を活かすために重要だと思うこと

全体で「性別にかかわらず災害や防災に関する知識の習得を進める」が最も多く、「性別にかかわらず様々な視点でのニーズを聞き取る」、「防災分野に性別にかかわらず様々な視点を活かすことの重要性について、周知を図る」が続いています。



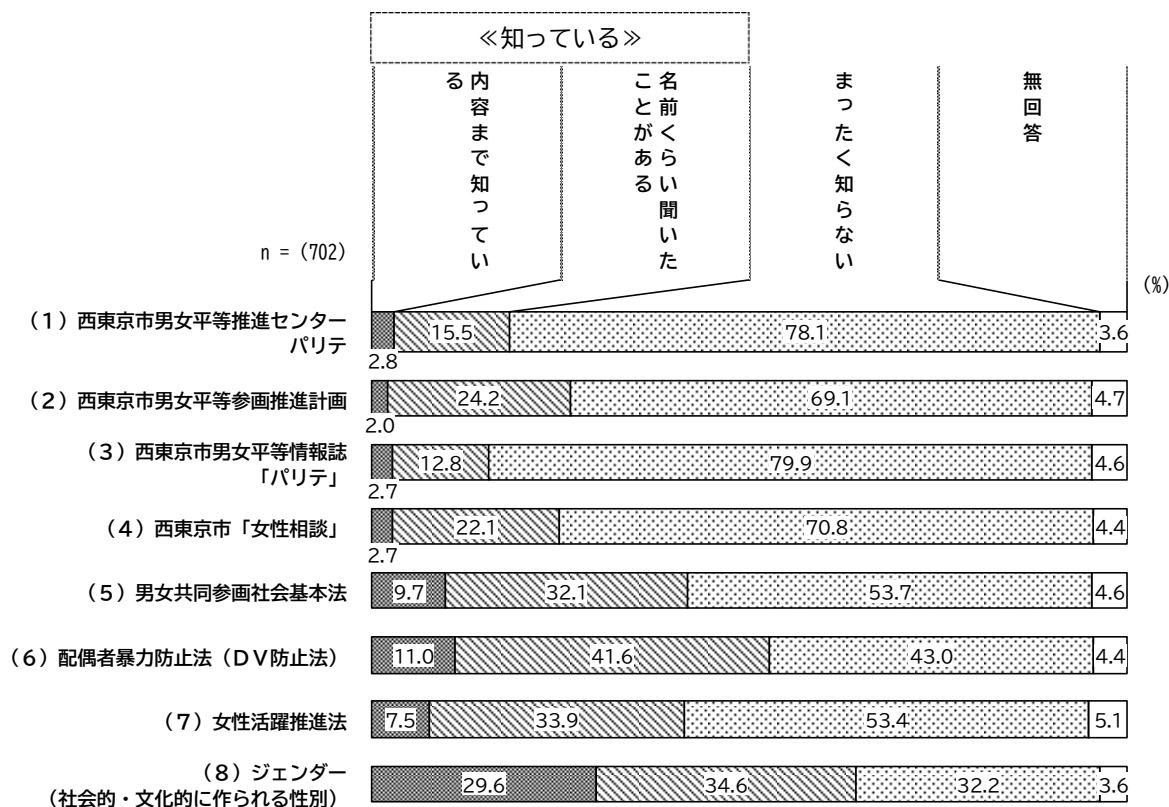
### ②市の審議会と市議会、市職員における管理職の女性の割合についての考え

『市議会』、『市の審議会』、『市職員における管理職』のいずれにおいても「女性の割合をもっと増やす必要がある」が過半数を占めています。



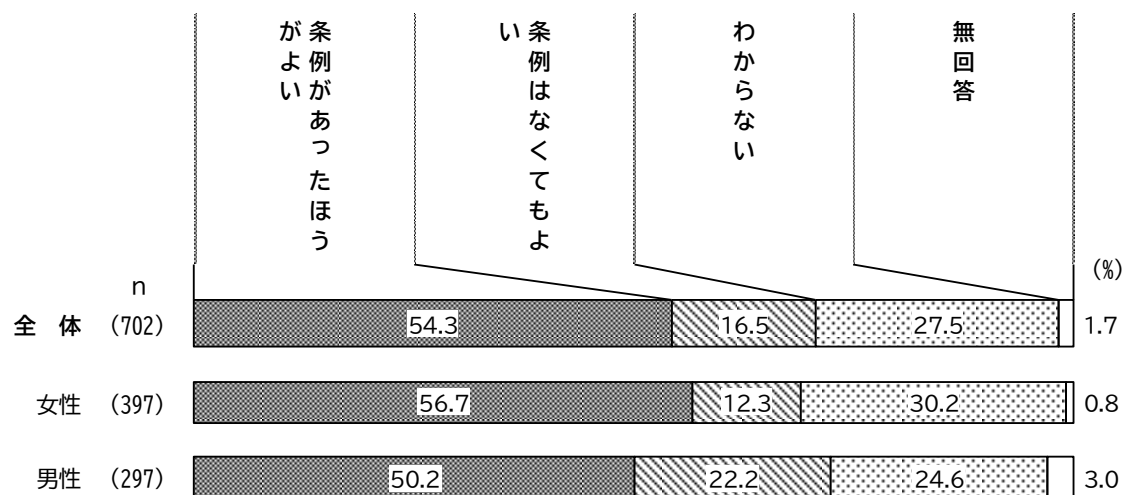
### ③西東京市の取組、男女平等に関する法律等の認知度

『ジェンダー（社会的・文化的に作られる性別）』、『配偶者暴力防止法（DV防止法）』で「知っている」（「内容まで知っている」と「名前くらい聞いたことがある」の合計）が過半数を占めています。一方で、『西東京市男女平等情報誌「パリテ」』、『西東京市男女平等推進センター パリテ』、『西東京市「女性相談」』で「まったく知らない」が7割台となっています。



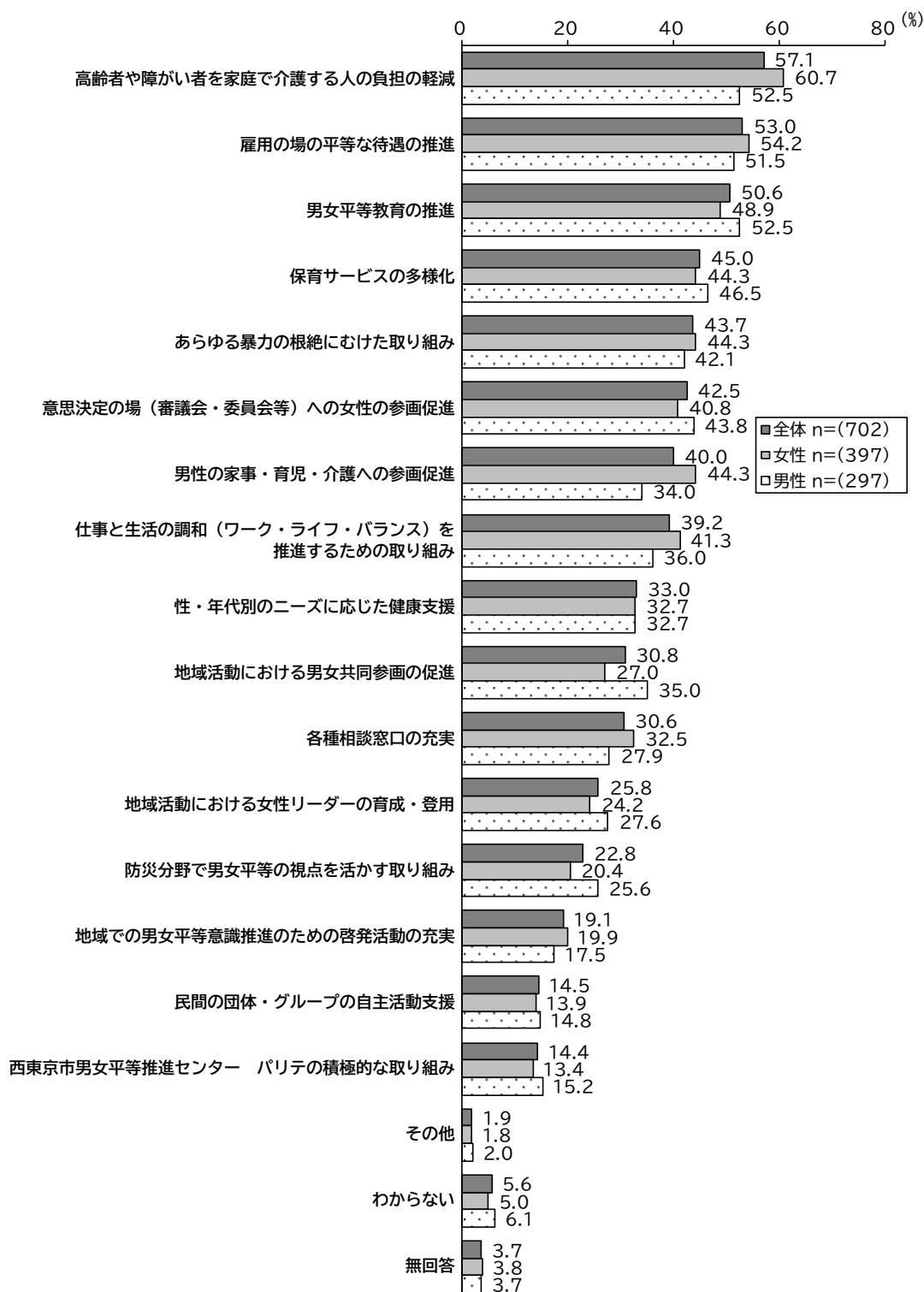
### ④男女平等推進条例制定についての意向

男女平等推進条例の制定について、「条例があったほうがよい」が「条例はなくてもよい」を大幅に上回っており、性別で見ても同様の傾向で男女共に「条例があったほうがよい」が過半数を占めています。



# ⑤西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策

西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策について、男女共に「高齢者や障がい者を家庭で介護する人の負担の軽減」、「雇用の場の平等な待遇の推進」、「男女平等教育の推進」が多くなっています。「男性の家事・育児・介護への参画促進」で女性が男性を10ポイント程度上回っています。



## 4 西東京市第4次男女平等参画推進計画での取組

平成 31（2019）年 3 月に策定した「西東京市第 4 次男女平等参画推進計画」では、4 つの基本目標を設定し、それに基づく課題、施策を位置付け、取組を計画的に進めてきました。

第 4 次計画期間中における主な取組について、基本目標ごとにまとめました。

---

### 基本目標Ⅰ 人権の尊重

---

#### // 主な取組 //

##### ◆市民との協働による講座の開催

企画運営委員や参加団体と市による性的マイノリティに関する市民向けの講座や外国における男女平等参画の紹介等、市民と市の協働によって様々な講座を開催しました。

##### ◆パリテまつりの開催

パリテまつりは実行委員との協働により、毎年、性的マイノリティに関する講座、父親向け講座等バラエティーに富んだ講座が企画されています。オンラインによる講座も開催しながら、男女平等参画についての情報発信や意識啓発を行うとともに、市民、団体等の活動やネットワークづくりの支援を行いました。

##### ◆多様な性の理解促進

性的マイノリティに関する取組については、当事者団体との意見交換、市民向け講座や職員向け研修の開催、情報誌パリテに特集記事の掲載、パリテまつりへの当事者団体の参加などを実施し、多様な性や生き方に関する理解の促進に努めました。また、当事者団体と市との協働によるイベントを実施しました。

##### ◆女性相談の充実

電子申請による相談予約受付を開始し、24 時間 365 日いつでも相談の予約申込ができるようにしました。また、市の公共施設の女性用トイレへの相談カードの設置や、女性相談に関する案内を市 H P や、はなバスの車内広告に掲載するなどして、周知に努めました。

---

### 基本目標Ⅱ 地域における男女平等参画の推進

---

#### // 主な取組 //

##### ◆活躍する女性の紹介

女性活躍応援事業を開始し、市内で起業した女性を講師として招いて講座を実施しました。また、情報誌パリテにて、市内で活躍する女性を紹介しました。

##### ◆地域交流の活性化

市民協働推進センターゆめこらぼにおいて、市民主体の実行委員会方式で N P O※市民フェスティバルを実施したほか、団体交流会を開催し、地域の N P O 等市民活動団体が交流できる場づくりを行いました。

#### ◆家庭や地域への男性参画の促進

パリテまつりにおいて、父親向けバルーンアート講座や、父親の育児に関する講座を開催し、情報誌パリテにおいて育児・介護休業法について特集するなど、地域における男性の参画に向けた取組を進めました。

---

### 基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進

---

#### // 主な取組 //

##### ◆市内におけるワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進事例の把握

意識調査にあわせて、市内事業者ヒアリングを行いました。従業員のニーズに合わせたワーク・ライフ・バランスや女性活躍に関連した取組や休業・休暇制度等の導入状況や、取組を進める上で大切なことや課題等について聞き取りを行い、市内の事業者の実態や好事例を把握するとともに、今後の市内事業者への啓発や情報提供等を検討する上での基礎資料としました。

##### ◆女性の就労及びキャリア形成支援

女性活躍応援事業において、女性が生涯にわたって働き続けるビジョンを持ち、社会で活躍できるための支援を目的として、出産、子育て、介護等を理由に離職した女性や、就労に対して一歩を踏み出せずにいる女性に対する講座を実施して、就労に向けたサポートを行いました。

---

### 基本目標Ⅳ 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

---

#### // 主な取組 //

##### ◆庁内の多様な性に関する理解促進

新規採用職員を対象とした男女平等参画に関する研修の中で、性的マイノリティに関する内容を設け、男女平等参画も含め職員の理解促進に努めました。

##### ◆庁内の女性活躍に向けた取組の推進

職員の昇任支援研修を通じて、主任試験や管理職試験に向けたサポートを行いながら、職員の昇任意欲の向上と、組織全体の活性化を図りました。

## 第3章 計画の基本的な考え方



## 1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとします。

お互いが認め合い、  
一人ひとりが個性と能力を発揮して  
自分らしく輝ける社会をめざす

## 2 計画の基本的視点

以下の3つの視点をもって、市だけでなく市民や事業者、関係機関・団体等が連携・協働し、それぞれの立場で主体的に基本理念の実現に向けて取り組みます。

### ◆人権の尊重

私たちは、誰もが社会のあらゆる場において性別等にかかわらず人権が守られる社会をめざします。

### ◆男女平等参画

私たちは、男女間の格差を解消し、誰もがあらゆる分野に対等に参画して責任を分かち合い、活躍できる社会をめざします。

### ◆多様性の尊重

私たちは、誰もが国籍、性的指向・性自認等にかかわらず多様な在り方を尊重し、認め合える社会をめざします。

## 3 基本目標と重点課題の設定

社会情勢の変化や市の状況等を踏まえ、4つの基本目標を設定し、重点的に取り組む課題として重点課題を設定し、取組の強化を図ります。

## 4 計画の体系

### 基本理念

お互いが認め合い、一人ひとりが個性と能力を発揮して自分らしく輝ける社会をめざす

### 計画の推進主体

市（拠点：男女平等推進センターパリテ）・市民・事業者・関係団体、機関

### 視 点

#### 人権の尊重

私たちは、誰もが社会のあらゆる場において性別等にかかわらず人権が守られる社会をめざします。

#### 男女平等参画

私たちは、男女間の格差を解消し、誰もがあらゆる分野に対等に参画して責任を分かち合い、活躍できる社会をめざします。

#### 多様性の尊重

私たちは、誰もが国籍、性的指向・性自認等にかかわらず多様な在り方を尊重し、認め合える社会をめざします。

### 基本目標

#### 基本目標Ⅰ

人権と多様性を尊重する意識の醸成

#### 基本目標Ⅱ

女性の活躍の推進とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

#### 基本目標Ⅲ

あらゆる暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援

#### 基本目標Ⅳ

男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

## 課題（★は重点課題）

## 施策

I-1★ 固定的性別役割分担意識の解消

(1)男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進と人権意識の醸成

(1)男女平等・人権に関する教育・学習の実施  
(2)保護者・関係者等の男女平等意識・人権尊重意識の啓発

I-3★ 性的指向・性自認等の理解促進

(1)多様な性に関する情報提供や意識啓発

I-4 誰もが共に参画できる地域活動の推進

(1)多様な視点を持った地域活動の推進

I-5 多様な視点による防災・減災のまちづくりの推進

(1)防災対策における女性の参画拡大  
(2)多様な視点を取り入れた地域防災活動の推進

### 女性活躍推進計画

II-1★ 経済活動における女性活躍の推進

(1)女性の就労及びキャリア形成支援  
(2)市内の事業所における女性の活躍の推進  
(3)女性の起業、コミュニティビジネス\*等への支援

II-2 政策・方針決定過程への女性参画の促進

(1)審議会・委員会等への女性の積極的登用  
(2)女性リーダーの育成と参画の促進

II-3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供  
(2)ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ

II-4 男性の家事・育児・介護への参画促進

(1)男性の家事・子育てへの参画促進  
(2)男性の介護への参画促進

II-5 子育てへの支援

(1)子育て支援サービスの充実  
(2)地域での子育て支援の促進

II-6 介護への支援

(1)地域での支え合いのしくみづくり  
(2)家族介護者への支援

### 配偶者暴力対策基本計画

III-1★ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

(1)暴力の未然防止と早期発見  
(2)相談体制の充実  
(3)被害者の安全の確保と支援  
(4)体制整備に向けた取組の強化

III-2 あらゆる暴力の防止（セクシュアル・ハラスメント、ストーカー\*、性暴力等）

(1)暴力の防止に向けた意識啓発  
(2)暴力の被害者に対する支援

III-3 生涯にわたる健康支援

(1)からだと性に関する正確な情報の提供  
(2)性差に応じた健康支援

### 困難女性支援基本計画

III-4 様々な困難を抱える女性への支援

(1)ひとり親家庭や生活困窮者等への支援  
(2)困難を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備

IV-1★ 庁内推進体制の充実

(1)男女平等参画に関する職員の理解促進  
(2)誰もが働きやすい職場環境の整備  
(3)職場における女性活躍の推進  
(4)男女平等推進条例の検討

IV-2 男女平等参画推進計画の進行管理

(1)市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理



## 第4章 計画の内容



## ■課題 1 固定的性別役割分担意識の解消

男女平等参画社会の実現を阻害する要因の一つに、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方、いわゆる「固定的性別役割分担意識」があります。

市の調査では、固定的性別役割分担意識について「解消されていない」と回答する女性の割合が前回調査から増えており、依然として固定的性別役割分担意識が残っていることがうかがえます。また「解消されている」と回答する割合も女性で約5割、男性で約7割と、意識に男女差もみられる状況です。

性別等にかかわらず一人ひとりが互いを尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる場や慣習等に根付いている固定的性別役割分担意識の解消に引き続き取り組むことが重要です。

### 施策（1）男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

固定的性別役割分担意識の解消に向けて男女平等参画に関する情報提供を行い、市民意識の醸成を図ります。

| 事業番号 | 事業                                                                                                 | 内容                                                        | 担当課                             |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 1    | 情報の提供<br><br>強化 | 男女平等参画について、情報誌、市報、市ホームページ、SNS※などさまざまな媒体を通して、情報提供を行います。    | 協働コミュニティ課<br>秘書広報課              |
| 2    | 各種講座の開催                                                                                            | 男女平等意識の浸透と定着を図るために各種講座を開催します。                             | 協働コミュニティ課<br>子ども家庭支援センター<br>公民館 |
| 3    | 資料の収集と図書の貸し出し                                                                                      | 市民が男女平等参画について学び、情報を手取り足取りできるように、資料の収集や図書の貸し出し及び本の紹介を行います。 | 協働コミュニティ課<br>図書館                |
| 4    | パリティまつりの開催                                                                                         | パリティまつりを開催し、市民と協働で男女平等参画についての意識啓発や情報提供を行います。              | 協働コミュニティ課                       |

## ■課題2 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進と 人権意識の醸成

幼少期は身近な環境の影響を受けやすいため、家庭や学校、地域等において男女平等参画の視点に配慮された環境で、性別等によらず誰もが個人として尊重され、主体的に多様な選択ができることが、男女平等参画社会の実現につながります。市の調査でも、男女平等参画を推進するために学校教育の場で必要な対策として性別によらず能力を生かせるよう配慮した指導が求められています。

そのためにも、保護者や教職員、地域等で子どもに関わる大人が男女平等や人権についてきちんと理解していることが大切です。子どものみならず、あらゆる年齢層に対して男女平等に関する教育・学習の機会を提供し、男女平等・人権意識の向上を図る必要があります。

### 施策（１）男女平等・人権に関する教育・学習の実施

幼少期から男女平等意識を育む教育・学習や、自分や他者を思いやる人権教育を実施し、子どもが固定的性別役割分担意識を持たず、自分らしい生き方を主体的に選択できるよう取り組みます。

| 事業<br>番号 | 事業             | 内容                                                              | 担当課                |
|----------|----------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1        | 学校等における人権教育の実施 | 学習指導要領等に基づき、授業や教育活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を推進します。 | 教育指導課              |
| 2        | キャリア教育※の実施     | 児童・生徒が、性別にとらわれず、個々の能力を発揮できる進路を選択できるように、キャリア教育を行います。             | 教育指導課              |
| 3        | 関係図書の紹介等       | 保育園や児童館などにおいて、男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などの紹介等を行います。                   | 幼児教育・保育課<br>児童青少年課 |

## 施策（２）保護者・関係者等の男女平等意識・人権尊重意識の啓発

保護者や保育士、教職員等、子どもの育ちに関わる人に対して、男女平等や人権に関する意識啓発と正しい理解の促進に取り組みます。

| 事業<br>番号 | 事業                   | 内容                                                                     | 担当課                |
|----------|----------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1        | 子育て情報誌の作成・配布         | 男性と女性が共に子育てに携わり、男女平等の視点をもって子育てができるように、子育てハンドブック等を作成し、配布します。            | 子育て支援課             |
| 2        | 保育士等職員を対象とした啓発       | 幼児や子どもの育成に携わる保育士や幼稚園教諭、学童指導員等が、男女平等意識に基づいて、保育や教育等ができるよう、啓発を行います。       | 幼児教育・保育課<br>児童青少年課 |
| 3        | 教員の研修の実施             | 教員が男女平等意識に基づいて、子どもたちを教育・指導することの効果・必要性を学び、現場で役立てられるような研修を実施します。         | 教育指導課              |
| 4        | 民生委員・児童委員や地域の団体等への啓発 | 民生委員・児童委員や自治会・町内会長などの地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図ります。 | 協働コミュニティ課<br>地域共生課 |

## ■課題3 性的指向・性自認等の理解促進

性別等にかかわらず、誰もが互いを尊重し、多様な生き方を認め合うことが大切であり、その性的指向・性自認等によって不利益を被ることはあってはならないことです。

性的マイノリティに関する社会の関心は急速に高まっています。しかし、性的指向・性自認等への理解が進んでいないことによる差別や偏見は依然として残っており、性的マイノリティの人は様々な生活上の困難に直面しています。

市の調査によると、必要な当事者支援として市のサービスを利用するための環境整備、市民・企業等への意識啓発が求められています。多様性を尊重する社会の実現に向けて、差別や偏見、それに基づく慣行等を解消することが重要です。

### 施策（１）多様な性に関する情報提供や意識啓発

性的指向・性自認等に関する正しい理解促進に向けた取組を強化し、多様な性や多様な生き方に対する意識醸成を図ります。

| 事業番号 | 事業                                                                                                          | 内容                                                                                   | 担当課       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1    | 多様な性に関する理解の促進  強化         | 性的マイノリティの理解に向けた講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様性に対する理解の促進を図ります。                                 | 協働コミュニティ課 |
| 2    | 各種サービスを利用しやすい環境整備の推進  新規 | 東京都パートナーシップ宣誓制度の活用をはじめとして、性的マイノリティの市民が市役所のサービスを利用しやすい環境整備を推進します。また、民間団体等への理解促進を進めます。 | 協働コミュニティ課 |



### コラム L G B TとS O G I

L G B Tとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）とトランスジェンダー（出生時にわりあてられた性別と性自認（ジェンダーアイデンティティ）が一致していない人）の頭文字をつないだ性的マイノリティを表す総称のひとつです。

また、S O G I（ソジ・ソギ）とは、「恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向（性的指向）」と、「自分がどの性別であるかの認識（性自認）」を意味します。S O G Iとは特定の性的指向や性自認の人のみが持つものではなく、すべての人に関係するものです。

市の調査では、「L G B T」は市民の約7割が内容まで知っていると回答していますが「S O G I」は約2割に留まっており、理解促進に向けた周知啓発の強化が必要です。

## ■課題4 誰もが共に参画できる地域活動の推進

少子高齢化の進展する現代において、地域の中に多様な住民が対等に参画し、協力して活動することで、活力ある地域づくりにつながります。しかし、市の調査によると、地域活動において、男性優遇と感じる女性の割合が約5割を占めており、男性の約3割と比べると不平等感を感じている人が多いことがうかがえます。

あらゆる人が対等な立場で地域活動に参画できるよう、地域における男女平等参画の推進に取り組む必要があります。

### 施策（1）多様な視点を持った地域活動の推進

市民活動団体等の地域における活動に多様な視点が反映されるよう、市民や団体等と連携・協働して男女平等や様々な違いを認め合うための学習機会の提供や働きかけを行います。

| 事業<br>番号 | 事業                  | 内容                                                        | 担当課       |
|----------|---------------------|-----------------------------------------------------------|-----------|
| 1        | 市民活動団体への学習<br>機会の提供 | 市民活動団体が男女平等参画の視点をもって活動できるように、パリテまつりへの参加等を通じて、学習機会を提供します。  | 協働コミュニティ課 |
| 2        | 市民活動団体との協働<br>事業の実施 | 男女平等参画の視点をもった市民団体と協働して地域活動等の事業を実施します。                     | 協働コミュニティ課 |
| 3        | 多文化共生事業等の実<br>施     | 国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、対等な関係で地域において共に暮らす多文化共生を推進します。 | 文化振興課     |

## ■課題5 多様な視点による防災・減災のまちづくりの推進

近年、各地で自然災害が頻発しており、それに伴い防災分野における男女平等参画の視点について課題が指摘されています。災害等の緊急時には性別や年齢、障害の有無等によって受ける影響は異なります。特に女性や子どもはより大きな影響を受けることが多く、避難所におけるおむつや生理用品の不足といった問題に加え、DVや性暴力といった問題が発生しています。避難所ではプライバシーの確保が大きな課題となっており、性別等に配慮するとともに誰もが安全・安心に避難生活が送れるよう運営に取り組む必要があります。

令和4（2022）年度の西東京市の防災会議における女性委員の割合は14.3%となっており、多摩26市の中では20番目と低い状況です。防災分野における方針決定の場への女性登用を促進し、男女平等の視点から防災・減災対策に取り組むことが必要です。

### 施策（1）防災対策における女性の参画拡大

避難所をはじめ防災分野に男女平等の視点を活かすために、防災会議や防災市民組織等の方針決定の場への女性登用の働きかけを行います。

| 事業番号 | 事業                      | 内容                                                               | 担当課   |
|------|-------------------------|------------------------------------------------------------------|-------|
| 1    | 防災会議における女性の参画           | 災害時の避難、避難施設の設置・運営、避難施設の備品等に女性の意見が反映されるように、防災会議に女性委員を増やすことに努めます。  | 危機管理課 |
| 2    | 防災市民組織における女性の参画とリーダーの育成 | 防災市民組織に女性の登用を促し、女性の意見が適正に反映させられるように努め、防災市民組織における女性のリーダーの育成に努めます。 | 危機管理課 |

### 施策（2）多様な視点を取り入れた地域防災活動の推進

性別等により支援ニーズが異なることを踏まえ、避難所運営等に男女平等参画の視点を取り入れて取組を進めます。

| 事業番号 | 事業                 | 内容                                                           | 担当課                         |
|------|--------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 1    | 避難施設運営組織における女性の参画  | 避難施設においては、妊婦や子育て家庭を含めた女性への配慮が必要となることから、避難施設運営組織への女性の参画を図ります。 | 協働コミュニティ課<br>危機管理課<br>教育企画課 |
| 2    | 災害時要援護者の支援         | 特に要介護高齢者、障害者等の避難生活の支援において、男女双方の視点を踏まえます。                     | 危機管理課                       |
| 3    | 多様なニーズに配慮した避難物資の整備 | 避難生活においては、ニーズに違いがあることから、多様な視点に配慮して必要な避難物資を整備します。             | 危機管理課                       |

## ■課題1 経済活動における女性活躍の推進

社会慣行や職場等に根強く残る固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・差別等を理由に本来の能力が正当に評価されず、管理職への登用や職務内容、賃金等において男女格差が生じていることが指摘されています。

市の調査によると、職場において男性優遇と感じる割合は男女共に過半数を占めており、職場はいまだ男性優位の状況にあるとかがえます。また、令和2（2020）年の西東京市の女性の年齢別労働力率は平成27（2015）年をどの年代でも上回っており、働く女性が増えてきていますが、25～29歳をピークにその後下がっていく傾向は変わっておらず、結婚や妊娠・出産、育児等を理由に離職せざるを得ない女性が依然としていることが考えられます。

働きたい女性が能力を十分に発揮して職場で活躍できる環境づくりを進めるために、就労の場における固定的性別役割分担意識の解消や女性がチャレンジできる機会の提供に取り組むことが必要です。

### 施策（1）女性の就労及びキャリア形成支援

子育て等で離職した女性の再就職や女性が希望するキャリア形成等、働くことを希望する女性それぞれに合わせた就労支援を進めます。

| 事業番号 | 事業                                                                                                      | 内容                                                  | 担当課                |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------|
| 1    | 就職相談の実施と情報の提供                                                                                           | ハローワーク等と連携し、就職相談や情報提供、就労支援セミナーを実施し、女性の就労機会の拡大を図ります。 | 産業振興課              |
| 2    | 女性の就労準備講座等の実施 <br>強化 | 出産や子育て等により離職した女性のために、就労準備講座、再就職支援講座を開催します。          | 協働コミュニティ課<br>産業振興課 |
| 3    | 働く女性のキャリア形成支援                                                                                           | 働く女性のキャリア形成に関する情報の提供を行います。                          | 協働コミュニティ課          |

## 施策（２）市内の事業所等における女性の活躍の推進

市内事業所等へ女性活躍に関する国の動向や取組事例等の情報提供を行い、意識啓発と女性活躍推進に向けた取組を働きかけます。

| 事業番号 | 事業                         | 内容                                                 | 担当課       |
|------|----------------------------|----------------------------------------------------|-----------|
| 1    | ポジティブ・アクション※（積極的改善措置）の働きかけ | 市内企業や事業者に対し、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取組を働きかけます。 | 協働コミュニティ課 |
| 2    | 女性農業者の支援                   | 女性農業者等の意見を聞く機会を設けることや、女性農業者への情報提供等の支援を行います。        | 産業振興課     |

## 施策（３）女性の起業、コミュニティビジネス等への支援

女性の起業やコミュニティビジネスの促進に向けて、事業の立ち上げに必要な支援等を行います。

| 事業番号 | 事業                  | 内容                                                                           | 担当課       |
|------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1    | 起業に関する支援と相談の実施      | 女性の働き方サポート推進事業を推進するほか、商工会を始めとする創業支援事業者等において実施する創業スクール、セミナー及び個別相談などへの支援を行います。 | 産業振興課     |
| 2    | コミュニティビジネス等に関する情報提供 | 市民協働推進センターゆめこらぼ等において、市民活動・コミュニティビジネスに関する情報提供、相談、講座・セミナー、交流支援などを行います。         | 協働コミュニティ課 |

## ■課題2 政策・方針決定過程への女性参画の促進

男女平等参画社会の実現には、性別等によらず様々な人があらゆる意思決定の場に対等に参画し、多様な視点や価値観が反映される必要があります。

令和5（2023）年4月1日時点で西東京市の審議会等における女性委員の割合は3割を超えており、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性委員の割合を30%程度とするといった国の目標は上回っています。一方で、市の委員会等における女性委員の割合は1割台半ば程度にとどまっている状況です。また、市の調査においても市議会、市の審議会、市職員における管理職のいずれでも女性の割合を増やすべきという回答が男女共に過半数を占めています。

活力ある社会づくりに向けて社会のあらゆる場面に性別等によらず多角的な視点を取り入れるために、市の政策・方針決定過程への女性登用の促進や、働く場や地域社会において女性のリーダーシップが発揮されるよう取り組む必要があります。

### 施策（1）審議会・委員会等への女性の積極的登用

市の政策・方針決定過程における女性の登用を促進するために、女性の少ない審議会・委員会等への女性の参画比率向上に向けた働きかけを行います。

| 事業番号 | 事業                      | 内容                                        | 担当課               |
|------|-------------------------|-------------------------------------------|-------------------|
| 1    | 審議会等における女性委員登用率の向上と環境整備 | 審議会や委員会等に女性が参画しやすいように、環境整備に努め、女性の登用に努めます。 | 協働コミュニティ課<br>関係各課 |

### 施策（2）女性リーダーの育成と参画の促進

地域で活動する女性を支援することで、地域活動のリーダーとなる女性の育成を促進します。

| 事業番号 | 事業             | 内容                                             | 担当課       |
|------|----------------|------------------------------------------------|-----------|
| 1    | 地域を担う女性リーダーの育成 | 講座、講演会等で女性講師を登用することなどにより、地域の女性リーダーに活躍の場を提供します。 | 協働コミュニティ課 |

### ■課題3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事と家庭生活、個人の生活等のバランスを取りながら多様な生き方を選ぶことができるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、生涯を通じて誰もがやりがいや充実感を持っていきいきと生活する上で必要不可欠です。

しかし、市の調査において、生活の中の優先度について希望としては「家庭生活と個人の生活」を優先したいと考えている回答が全体で最も多い一方で、現実には「仕事」を優先が最も多く、希望と現実の乖離が見受けられます。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、事業所にとっても多様な人材の確保や生産性の向上といった効果をもたらします。新型コロナウイルス感染症拡大に伴いテレワークの導入等の柔軟な働き方が広まりをみせていますが、これを一過性のものとせず、市民や事業所に対してワーク・ライフ・バランスについて啓発を行い、働きやすい職場づくりに向け取り組む必要があります。

#### 施策（１）ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供

ワーク・ライフ・バランスの重要性の理解促進と考え方や取組の普及に向けて、市民に対して啓発や情報提供を積極的に行います。

| 事業番号 | 事業              | 内容                                      | 担当課                |
|------|-----------------|-----------------------------------------|--------------------|
| 1    | 啓発と情報の提供        | 市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催や情報提供を行います。 | 協働コミュニティ課<br>産業振興課 |
| 2    | 多様な働き方に関する情報の提供 | 市民を対象に、パートタイムや派遣労働、テレワーク等について情報提供を行います。 | 協働コミュニティ課<br>産業振興課 |

#### 施策（２）ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ

誰もが働きやすく、多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備に向けて、市内企業や事業所に対し情報提供や意見交換の場の設定や、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の後押しを図ります。

| 事業番号 | 事業                  | 内容                                                             | 担当課       |
|------|---------------------|----------------------------------------------------------------|-----------|
| 1    | 市内事業者団体に対する情報の提供    | 市内事業者団体に対し、男女平等参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や意見交換を行います。              | 協働コミュニティ課 |
| 2    | ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介 | ワーク・ライフ・バランスを推進している市内企業について情報収集し、市内の企業・事業所、ならびに市民に向けて取組を紹介します。 | 協働コミュニティ課 |

## ■課題4 男性の家事・育児・介護への参画促進

社会のあらゆる場においてワーク・ライフ・バランスの推進や女性活躍の推進に関する取組が進められたことで、共働き世帯の増加や女性の社会進出の推進といった一定の効果がみられますが、依然として家事等の負担は女性に偏っています。

市の調査において、家事・育児・介護に携わっている時間は平日・休日共に女性は3～5時間未満が最も多いのに対し、男性は30分～1時間未満が最も多く、女性と男性で家事等に携わる時間に違いがみられます。また、育児休業の取得経験のある男性は4.7%以下となっており、女性が16.6%であるのに比べて男性の取得経験は少ない状況です。

男性が家事・子育て・介護へ参画することについて、積極的に本人や周囲の理解促進を図り、誰もがともに主体的に家庭生活に参画できる環境づくりを進める必要があります。

### 施策（１）男性の家事・子育てへの参画促進

男性が家事・子育てへ積極的に参画するために、男性自身や職場等の理解促進に向けて男性の家庭生活への参画に関する啓発や情報提供を行い、意識醸成を図ります。

| 事業番号 | 事業                  | 内容                                                             | 担当課                     |
|------|---------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 1    | 男性向け家事・育児等に関する情報の提供 | 男性を対象に、家事や育児について関心や興味を高め、参画の促進につながるような情報を提供するとともに、学習の機会を提供します。 | 協働コミュニティ課<br>健康課<br>公民館 |

### 施策（２）男性の介護への参画促進

男性の介護休業の取得を促進するとともに、介護に関する知識や技術の習得に向けて支援を行います。

| 事業番号 | 事業        | 内容                                                | 担当課                        |
|------|-----------|---------------------------------------------------|----------------------------|
| 1    | 介護休業取得の啓発 | 介護休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。       | 協働コミュニティ課<br>職員課<br>高齢者支援課 |
| 2    | 介護講座の開催   | 高齢者を介護している家族等に対して、介護に必要な知識や技術の習得等を目的として講座等を開催します。 | 高齢者支援課                     |

## ■課題5 子育てへの支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、共働き世帯が増加する中、市において保育サービス・子育て支援の充実を図ることの重要性がより一層増しています。

市の調査においても、女性が再就職を希望する際に役立つものとして「再雇用制度」や「短時間勤務制度、フレックスタイム制度」に続いて「保育所、学童保育など育児をしやすい環境の充実」が挙げられています。また、女性が離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なこととしても「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が求められています。

子育てと仕事を両立し、誰もが共に子育てを担うことができるよう、多様なニーズに対応した保育サービス・子育て支援を拡充し、市民の子育て環境の整備を進めます。

### 施策（１）子育て支援サービスの充実

誰もが自分の希望するワーク・ライフ・バランスを実現しながら安心して子育てができるよう、相談体制の充実や保育サービスの拡充等を進めます。

| 事業番号 | 事業              | 内容                                                      | 担当課                               |
|------|-----------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1    | 子育てに関する相談の実施    | 誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。              | 関係各課                              |
| 2    | 保育サービスの提供       | 誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。 | 幼児教育・保育課<br>児童青少年課<br>子ども家庭支援センター |
| 3    | 子育て家庭に対する経済的な支援 | 子育て家庭の経済的負担を軽減するための施策を実施します。                            | 幼児教育・保育課<br>学務課                   |

### 施策（２）地域での子育て支援の促進

多様なニーズに合わせたきめ細やかな支援ができるよう、地域での子育て支援の拡充を図ります。また、安心して子育てができるよう、子育てにおける不安等の解消に向けて地域の子育て支援団体等と連携・協働して地域の子育て家庭の交流の機会を提供します。

| 事業番号 | 事業                   | 内容                                                                   | 担当課                          |
|------|----------------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 1    | 地域で子育てを支え合う保育サービスの提供 | 身近な地域で子育てを支える、一時保育やファミリー・サポート・センター※の整備・充実を図ります。                      | 幼児教育・保育課                     |
| 2    | 子育てサークルの育成と支援        | 地域の子育て世帯の交流を図るために、子育てサークルの育成を支援するとともに、保育付き講座を開催し、参加者の情報交換の支援などを行います。 | 児童青少年課<br>子ども家庭支援センター<br>公民館 |

## ■課題6 介護への支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、介護を支えることも重要です。介護者が抱えやすい肉体的・精神的負担感の軽減のために関係機関・団体等との連携を図り、地域全体で介護を支える取組が必要になります。

西東京市人口推計調査報告書（令和4（2022）年11月）によると、西東京市の高齢化率は令和4（2022）年では24.2%となっており、令和24（2042）年には31.3%になることが見込まれ、今後も介護ニーズは増加することが考えられます。また、市の調査では、男女共に介護休業の取得率は5%に満たない状況ですが、「必要が生じれば取得する」は5割以上を占めており、介護休業の取得には前向きであることがうかがえます。

介護者が介護だけを選択せざるをえない状況にならないよう、介護者に寄り添ったきめ細かな支援に取り組み、介護に関する負担を軽減することが必要です。

### 施策（1）地域での支え合いのしくみづくり

高齢者や障害者の見守りも含め地域で介護を支え合えるよう、地域の福祉に関する相談や情報の提供に加え、ネットワークの形成や、NPOやボランティア団体等との協働を進めます。

| 事業番号 | 事業                 | 内容                                                              | 担当課                      |
|------|--------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1    | 地域での福祉に関する相談と情報の提供 | 介護や福祉に関する情報提供の充実を図ります。また、高齢者や障害者の見守りも含め、相談体制の充実を図ります。           | 地域共生課<br>高齢者支援課<br>障害福祉課 |
| 2    | 地域で支え合う体制の充実       | ひとり暮らし、高齢者世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、見守り活動等地域で支え合う体制の充実を図ります。 | 地域共生課<br>高齢者支援課          |

### 施策（2）家族介護者への支援

介護者の負担軽減のために、介護に関する情報共有や相談の場を提供するほか、介護者に寄り添った支援のために関係機関等と連携強化を図ります。

| 事業番号 | 事業                      | 内容                                                                      | 担当課             |
|------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1    | 家族介護者への情報の提供            | 家族介護者の負担を軽減するために、介護講習会の開催や、家族会・介護者のつどいの支援、高齢者等の被介護者虐待防止のための意識啓発などを行います。 | 高齢者支援課<br>障害福祉課 |
| 2    | 専門職・関係機関の連携による家族介護者への支援 | 家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、専門職による相談事業や家族介護者の会を実施するほか、支援者となる関係機関の連携を強化します。      | 高齢者支援課          |

## ■課題１ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

### 【配偶者暴力対策基本計画】

配偶者等からの暴力は、家庭内等の周りから見えにくい場所で起こることが多いことや、加害者の罪の意識が薄いことから潜在化しやすく、周囲が気づかないうちに深刻化してしまうことがあります。暴力は被害者の心への影響も大きく、さらに子どもの前で行われる配偶者等からの暴力は面前DVと言われ、子どもの心身の成長に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

市の調査によると、配偶者等から暴力を受けた経験のある人は全体で１割程度を占めています。しかし、「相談するほどのことではないと思ったから」、「相談しても無駄だと思ったから」、「我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから」といった理由から被害を受けた人の半数以上が相談していません。

暴力は重大な人権侵害です。配偶者等からの暴力の根絶のため、暴力を容認しない、未然に防ぐことのできる社会に向け、意識啓発や情報提供を強化する必要があります。また、早期発見、被害者の安全・安心の確保と自立支援といった取組の充実が必要です。

### 施策（１）暴力の未然防止と早期発見

配偶者等からの暴力やデートDV\*等の防止に向けて意識啓発や情報提供を行います。また、関係機関等との連携強化をすることで、被害の早期発見を図ります。

| 事業<br>番号 | 事業                  | 内容                                                 | 担当課       |
|----------|---------------------|----------------------------------------------------|-----------|
| 1        | 様々な媒体による啓発          | DVの未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、市HP、SNS、パンフレット等による啓発を行います。 | 協働コミュニティ課 |
| 2        | 自立支援の実施             | DV被害者等の自立を支援するため、講座等を実施します。                        | 協働コミュニティ課 |
| 3        | 早期発見に向けた市民、関係機関との連携 | DVの早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の関係機関との連携を進めます。      | 協働コミュニティ課 |

## 施策（２）相談体制の充実

被害に悩んでいる人を取りこぼさないよう、様々な相談窓口の周知を強化し、相談を受けたところから適切な場所へとつなげられるように体制を整備します。また、一人ひとりに合わせたきめ細やかな相談対応を行います。

| 事業<br>番号 | 事業                                                                                                        | 内容                                                             | 担当課               |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1        | 一人ひとりの状況に応じた相談の実施                                                                                         | 女性相談、子供家庭相談、ひとり親相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語による相談対応を実施します。 | 協働コミュニティ課<br>関係各課 |
| 2        | 相談窓口の周知と<br>情報の提供 <br>強化 | 様々な相談窓口を通してDVの被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。  | 協働コミュニティ課         |
| 3        | 男性相談のあり方の検討                                                                                               | 男性が抱える問題等についての相談事業のあり方について検討します。                               | 協働コミュニティ課         |

## 施策（３）被害者の安全の確保と支援

被害者の安全を確保し、プライバシーに配慮した支援の実施や、被害者とその子ども等が安心して自立した生活が送れるよう自立支援に取り組みます。

| 事業<br>番号 | 事業                  | 内容                                                                                   | 担当課                                        |
|----------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 1        | 被害者家族への支援           | DV被害者やその子どもの安全を確保するため、一時避難できる場所の提供等を行います。                                            | 協働コミュニティ課                                  |
| 2        | 関係部署間の連携による支援と情報の提供 | DV被害者の生活・子育て等を支援します。また、関係部署間で連携を図り、被害者や子どもの心のケアへの支援や保育・就学等、必要な行政サービスを利用できるよう支援を行います。 | 協働コミュニティ課<br>健康課<br>生活福祉課<br>子育て支援課<br>学務課 |

## 施策（４）体制整備に向けた取組の強化

被害者が安心して相談でき、適切な対応を受けられるよう、庁内においてDVに関する理解促進を図ります。

| 事業番号 | 事業          | 内容                                                              | 担当課               |
|------|-------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1    | 職員研修の実施     | 庁内関係各課の相談窓口等の職員に対してDVに関する職員研修を実施します。                            | 協働コミュニティ課         |
| 2    | 関係機関との連携の強化 | DV被害者が抱えているさまざまな問題の解決に向けて、配偶者暴力被害者等支援担当者連絡会議を通じ、関係機関との連携を強化します。 | 協働コミュニティ課<br>関係各課 |
| 3    | 相談員の資質向上    | 相談員の資質向上のための研修や専門家を講師とした学習会等を実施します。                             | 協働コミュニティ課         |



### コラム これもDVです

DVは被害者の心身に大きな影響を及ぼす、決して許されない行為です。

DVには身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、様々な形態が存在します。

|            |                                               |
|------------|-----------------------------------------------|
| 身体的暴力      | 殴る・蹴る、たたく、首をしめる、物を投げつける、胸ぐらをつかむ等              |
| 精神的暴力      | 怒鳴る、暴言をはく、大事にしているものを捨てる、無視する、夜通し説教をする等        |
| 性的暴力       | 性行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないポルノを見せる等               |
| 経済的暴力      | 生活費を少ししか渡さない、働くことを妨げる、収入を知らせない等               |
| 社会的暴力      | 電話やメールを監視する、位置情報を用いた行動監視、友人・親戚との付き合いや外出を制限する等 |
| 子どもを利用した暴力 | 子どもの前で暴力をふるう、子どもに相手の悪口をいう等                    |

## ■課題2 あらゆる暴力の防止 (セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)

セクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメント※や、ストーカー、性暴力、子どもや若年層に対する暴力等は、被害者の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害です。

市の調査では、全体で約4割の人が職場等でハラスメント被害を受けたと回答しています。男女共にパワー・ハラスメントの被害経験が多くなっていますが、女性ではセクシュアル・ハラスメントが16.4%で男性の4.0%を大きく上回っています。

近年では、スマートフォンの普及によりインターネット・SNS等を通じた性被害が増加しており、若年世代に対する性暴力の手口の巧妙化も問題となっています。また、こうした暴力は年齢や性別等とは関係なく起こりうることです。一人ひとりが日常生活の中に潜む様々な暴力に気づき、暴力の未然防止や被害者に寄り添った行動をとることができるよう意識啓発に取り組みます。

### 施策（1）暴力の防止に向けた意識啓発

あらゆる暴力の防止に向けた意識づくりをするために、年代に合わせた周知啓発や学習機会の提供に取り組みます。また、職場におけるハラスメント等を防止するために、事業所等に向けた意識啓発を行います。

| 事業番号 | 事業            | 内容                                                           | 担当課                       |
|------|---------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 1    | 情報提供と学習機会の提供  | あらゆる暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供する他、講座等の学習機会を提供します。 | 協働コミュニティ課                 |
| 2    | 市内事業所への意識啓発   | セクシュアル・ハラスメント等、職場の暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。                  | 協働コミュニティ課                 |
| 3    | 市職員・教員への啓発・研修 | 市職員・教員に対し、あらゆる暴力についての啓発・研修を実施します。                            | 協働コミュニティ課<br>職員課<br>教育指導課 |

## 施策（２）暴力の被害者に対する支援

被害者を適切な支援につなぐことができるよう、関係機関等と連携した相談の実施や支援体制の充実を図ります。

| 事業番号 | 事業                                                                                        | 内容                                                                                                                                 | 担当課       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1    | 相談の実施                                                                                     | 教育相談、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの相談などにおいてさまざまな暴力の事実が発覚したときは、関係機関と連携し、被害者の支援に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等と連携し必要な支援を行います。 | 教育支援課     |
| 2    | 女性相談の実施  | 女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業を実施します。                                                                               | 協働コミュニティ課 |



### コラム 女性が利用できる西東京市の相談窓口

令和4（2022）年度の市の調査によると、DV被害者の約5割が誰にも相談しなかったといえます。

家庭のこと、体のこと、仕事のこと、生活のこと……困りごとを抱えていてもどうしたらいいのか、どこに相談すればいいのか、思い悩んでいる場合には、ひとりで抱え込まず、西東京市の窓口ぜひご相談ください。



女性が利用できる  
相談・支援について  
（西東京市HP）



| 女性が利用できる相談窓口いろいろ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |          |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------|---------|------|--------------|----------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|-----|---------|-------|--------------|----------|------|--------------|----------|-------|--------------|----------|-------|--------------|----------|------|--------------|----------|
| <p><b>悩みおれこれ</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談名</th><th>連絡先</th><th>相談できること</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合相談</td><td>042-450-5600</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>女性相談</td><td>042-451-0201</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>児童相談</td><td>042-450-5601</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>高齢者相談</td><td>042-450-5602</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>障害者相談</td><td>042-450-5603</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>子育て相談</td><td>042-450-5604</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>高齢者相談</td><td>042-450-5605</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>障害者相談</td><td>042-450-5606</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>子育て相談</td><td>042-450-5607</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>高齢者相談</td><td>042-450-5608</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>障害者相談</td><td>042-450-5609</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>子育て相談</td><td>042-450-5610</td><td>相談・相談・相談</td></tr> </tbody> </table>   | 相談名          | 連絡先      | 相談できること | 総合相談 | 042-450-5600 | 相談・相談・相談 | 女性相談         | 042-451-0201 | 相談・相談・相談 | 児童相談         | 042-450-5601 | 相談・相談・相談 | 高齢者相談        | 042-450-5602 | 相談・相談・相談 | 障害者相談        | 042-450-5603 | 相談・相談・相談 | 子育て相談        | 042-450-5604 | 相談・相談・相談 | 高齢者相談        | 042-450-5605 | 相談・相談・相談 | 障害者相談        | 042-450-5606 | 相談・相談・相談 | 子育て相談        | 042-450-5607 | 相談・相談・相談 | 高齢者相談        | 042-450-5608 | 相談・相談・相談 | 障害者相談        | 042-450-5609 | 相談・相談・相談 | 子育て相談        | 042-450-5610 | 相談・相談・相談 | <p><b>子どもに関すること</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談名</th><th>連絡先</th><th>相談できること</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て相談</td><td>042-450-5604</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>児童相談</td><td>042-450-5601</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>障害者相談</td><td>042-450-5603</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>高齢者相談</td><td>042-450-5602</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>総合相談</td><td>042-450-5600</td><td>相談・相談・相談</td></tr> </tbody> </table> |          | 相談名 | 連絡先 | 相談できること | 子育て相談 | 042-450-5604 | 相談・相談・相談 | 児童相談 | 042-450-5601 | 相談・相談・相談 | 障害者相談 | 042-450-5603 | 相談・相談・相談 | 高齢者相談 | 042-450-5602 | 相談・相談・相談 | 総合相談 | 042-450-5600 | 相談・相談・相談 |
| 相談名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 連絡先          | 相談できること  |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 総合相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 042-450-5600 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 女性相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 042-451-0201 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 児童相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 042-450-5601 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 高齢者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5602 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 障害者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5603 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 子育て相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5604 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 高齢者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5605 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 障害者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5606 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 子育て相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5607 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 高齢者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5608 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 障害者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5609 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 子育て相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5610 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 相談名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 連絡先          | 相談できること  |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 子育て相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5604 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 児童相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 042-450-5601 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 障害者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5603 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 高齢者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5602 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 総合相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 042-450-5600 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| <p><b>近所に関すること</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談名</th><th>連絡先</th><th>相談できること</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合相談</td><td>042-450-5600</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>女性相談</td><td>042-451-0201</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>児童相談</td><td>042-450-5601</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>高齢者相談</td><td>042-450-5602</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>障害者相談</td><td>042-450-5603</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>子育て相談</td><td>042-450-5604</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>高齢者相談</td><td>042-450-5605</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>障害者相談</td><td>042-450-5606</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>子育て相談</td><td>042-450-5607</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>高齢者相談</td><td>042-450-5608</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>障害者相談</td><td>042-450-5609</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>子育て相談</td><td>042-450-5610</td><td>相談・相談・相談</td></tr> </tbody> </table> |              |          | 相談名     | 連絡先  | 相談できること      | 総合相談     | 042-450-5600 | 相談・相談・相談     | 女性相談     | 042-451-0201 | 相談・相談・相談     | 児童相談     | 042-450-5601 | 相談・相談・相談     | 高齢者相談    | 042-450-5602 | 相談・相談・相談     | 障害者相談    | 042-450-5603 | 相談・相談・相談     | 子育て相談    | 042-450-5604 | 相談・相談・相談     | 高齢者相談    | 042-450-5605 | 相談・相談・相談     | 障害者相談    | 042-450-5606 | 相談・相談・相談     | 子育て相談    | 042-450-5607 | 相談・相談・相談     | 高齢者相談    | 042-450-5608 | 相談・相談・相談     | 障害者相談    | 042-450-5609 | 相談・相談・相談     | 子育て相談    | 042-450-5610                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 相談・相談・相談 |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 相談名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 連絡先          | 相談できること  |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 総合相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 042-450-5600 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 女性相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 042-451-0201 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 児童相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 042-450-5601 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 高齢者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5602 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 障害者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5603 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 子育て相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5604 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 高齢者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5605 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 障害者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5606 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 子育て相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5607 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 高齢者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5608 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 障害者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5609 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 子育て相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5610 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| <p><b>家族に関すること</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談名</th><th>連絡先</th><th>相談できること</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合相談</td><td>042-450-5600</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>女性相談</td><td>042-451-0201</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>児童相談</td><td>042-450-5601</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>高齢者相談</td><td>042-450-5602</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>障害者相談</td><td>042-450-5603</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>子育て相談</td><td>042-450-5604</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>高齢者相談</td><td>042-450-5605</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>障害者相談</td><td>042-450-5606</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>子育て相談</td><td>042-450-5607</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>高齢者相談</td><td>042-450-5608</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>障害者相談</td><td>042-450-5609</td><td>相談・相談・相談</td></tr> <tr> <td>子育て相談</td><td>042-450-5610</td><td>相談・相談・相談</td></tr> </tbody> </table> |              |          | 相談名     | 連絡先  | 相談できること      | 総合相談     | 042-450-5600 | 相談・相談・相談     | 女性相談     | 042-451-0201 | 相談・相談・相談     | 児童相談     | 042-450-5601 | 相談・相談・相談     | 高齢者相談    | 042-450-5602 | 相談・相談・相談     | 障害者相談    | 042-450-5603 | 相談・相談・相談     | 子育て相談    | 042-450-5604 | 相談・相談・相談     | 高齢者相談    | 042-450-5605 | 相談・相談・相談     | 障害者相談    | 042-450-5606 | 相談・相談・相談     | 子育て相談    | 042-450-5607 | 相談・相談・相談     | 高齢者相談    | 042-450-5608 | 相談・相談・相談     | 障害者相談    | 042-450-5609 | 相談・相談・相談     | 子育て相談    | 042-450-5610                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 相談・相談・相談 |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 相談名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 連絡先          | 相談できること  |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 総合相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 042-450-5600 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 女性相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 042-451-0201 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 児童相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 042-450-5601 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 高齢者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5602 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 障害者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5603 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 子育て相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5604 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 高齢者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5605 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 障害者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5606 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 子育て相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5607 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 高齢者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5608 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 障害者相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5609 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |
| 子育て相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 042-450-5610 | 相談・相談・相談 |         |      |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |              |              |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |     |     |         |       |              |          |      |              |          |       |              |          |       |              |          |      |              |          |

女性が利用できる西東京市役所等の相談窓口パンフレット

## ■課題3 生涯にわたる健康支援

一人ひとりが互いの身体的性差を十分に理解し、相手に思いやりを持って生きていくことは、男女平等参画社会の実現に不可欠です。

市の調査において、男女平等参画を推進するために学校教育の場で必要な対策として「子どもの成長と発達に応じた性教育を行う」が6割以上となっており、幼少期から正しい知識を得て理解を深めることが求められています。

また、心身の状況はライフステージ※に応じて大きく変化し、性別によって特有の健康上の問題等もあります。誰もが自らの健康に関して適切な情報を得て安心して生活することができるように、性別にかかわらず健康に関する情報やリプロダクティブ・ヘルス／ライツ※（性と生殖に関する健康と権利）に関する正しい知識を身につけられるよう、幅広く意識啓発や情報提供等の支援を進める必要があります。

### 施策（１）からだと性に関する正確な情報の提供

発達段階に応じた性教育による正しい知識や、不妊治療の情報など、性別にかかわらずリプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解が定着するように、様々な機会を通じて意識啓発や教育を実施します。

| 事業番号 | 事業                | 内容                                                                                              | 担当課   |
|------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1    | 発達に応じた性教育の実施      | 幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自他共に尊重できることを目標に性教育を実施します。                            | 教育指導課 |
| 2    | 性と生殖に関する健康支援情報の提供 | リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。<br>また、誰もが正しい知識を持って、安心して妊娠・出産を迎えられるよう情報の提供に努めます。 | 健康課   |

### 施策（２）性差に応じた健康支援

性差やライフステージに応じた健康課題に関する正しい情報提供や、検査の充実を図ります。

| 事業番号 | 事業                     | 内容                                                                                       | 担当課 |
|------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1    | 女性・男性特有の病気に対する予防と検査の実施 | 子宮がん、乳がん、骨粗しょう症、前立腺がんなどの予防と検査の充実を図ります。<br>また、更年期の心身の健康づくりや予防についての情報、性感染症に関する情報等の提供に努めます。 | 健康課 |

## ■課題4 様々な困難を抱える女性への支援【困難女性支援基本計画】

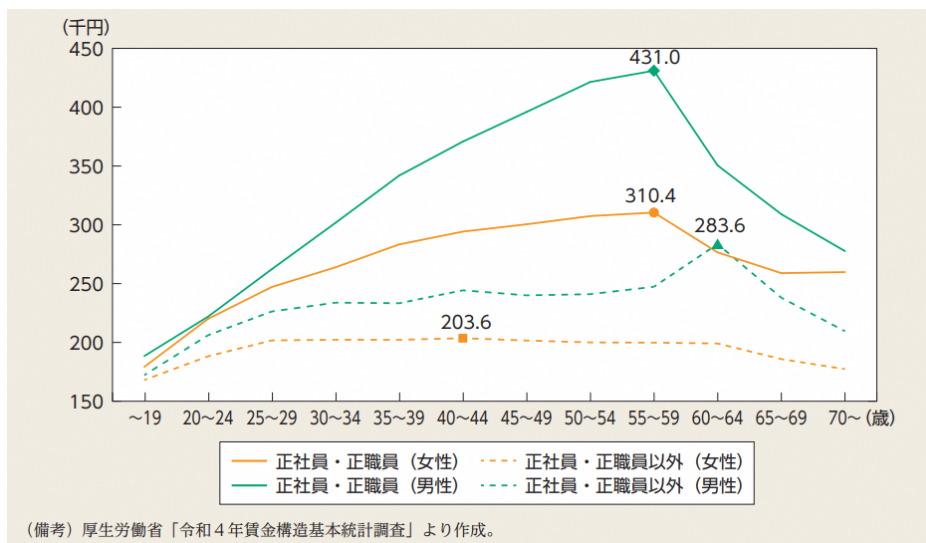
令和2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症拡大により、非正規労働者が多い女性の雇用が失われる等、就業をはじめとする様々な問題が顕在化しました。国の労働力調査によると、緊急事態宣言の発出された令和2（2020）年4月は前月に比べて、就業者の減少数が、女性は70万人、男性は39万人と、女性就業者数が男性に比べて大きく減少しました。男性中心型労働慣行等の雇用・経済社会における男女の違い等を背景として、女性は貧困等の生活上の困難に陥りやすく、就業状況が不安定なひとり親家庭や就労が困難な単身世帯等は特に経済的困窮が懸念されます。

女性は、高齢、障害、外国籍であったり外国にルーツを持っていたりすること等を理由にさらに困難を抱える恐れがあります。また、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している女性をめぐる課題が、コロナ禍を経て顕在化しています。「孤独・孤立対策」といった視点も含め、様々な困難に直面している人が安心して暮らせるように環境整備を進めることに加え、その人の状況に応じたきめ細かい新たな女性支援を行う必要があります。



### コラム 男女間の経済的格差

国の賃金構造基本統計調査によると、令和4（2022）年6月分の正社員・正職員の所定内給与額の平均は、男性で353.6千円、女性で276.4千円となっており、依然として格差は見られるものの正規雇用における男女間の賃金格差は縮小傾向にあります。しかし、男性雇用者の約8割が正規雇用労働者の一方で女性は非正規雇用労働者が半数以上を占めており、女性の正社員・正職員以外の所定内給与額の平均は198.9千円で、男性で多くの割合を占める正社員の平均所定内給与額と比べて大きな差が見られます。



資料：男女共同参画白書（令和5年版）

## 施策（１）ひとり親家庭や生活困窮者等への支援

ひとり親家庭や経済的困窮に直面している人が安定した生活を送ることができるよう、相談体制の充実や自立に向けた支援を行います。

| 事業番号 | 事業                 | 内容                                                   | 担当課             |
|------|--------------------|------------------------------------------------------|-----------------|
| 1    | 生活に関する相談の実施        | ひとり親家庭や経済的困窮に対する相談や支援に取り組みます。                        | 地域共生課<br>子育て支援課 |
| 2    | ハローワーク等との連携による就業支援 | ハローワーク等と連携し、ひとり親家庭の就業機会の拡大を図ります。また、就労に向けた情報の周知を図ります。 | 子育て支援課          |

## 施策（２）困難を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備

複合的な困難を抱える女性が支援制度等に適切につながるよう、配偶者暴力被害者等支援担当者連絡会議等と連携し庁内ネットワークを強化しながら、様々な分野や多様な視点から支援を行います。

| 事業番号 | 事業                                                                                                         | 内容                                                              | 担当課               |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1    | 女性相談の実施（再掲）<br><br>強化   | 女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業を実施します。            | 協働コミュニティ課         |
| 2    | 各種関連機関との連携の実施<br><br>新規 | 困難女性支援調整会議を通じ、支援に必要な関係機関、民間団体との連携を図り、支援対象者の意思を尊重した相談、支援体制を整えます。 | 協働コミュニティ課<br>関係各課 |

## ■課題1 庁内推進体制の充実

市が率先して職員の働きやすい環境づくりや女性登用等の取組を進め、男女平等参画のモデルを示すことは、市民や市内事業所等の男女平等参画の実現において重要です。しかし、市の調査によると、昇進・昇格において男性優遇と感じていると回答した女性の割合は4割以上を占め、男性の2割台半ばを上回っています。また、能力発揮の機会でも男性優遇は女性で約3割、男性で1割台半ばと差がみられ、市役所内においても不平等を感じている職員がいる状況です。

市民、市内事業所の規範となるよう、まず職員一人ひとりが男女平等参画について正しく理解し、男女平等参画意識を高めて施策を進める必要があります。

### 施策（1）男女平等参画に関する職員の理解促進

男女平等参画の視点を踏まえて施策を推進できるよう、職員の男女平等参画に関する正しい理解促進を図ります。

| 事業番号 | 事業                                                                                                | 内容                                                                        | 担当課                |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1    | 職員の意識実態調査の実施                                                                                      | 男女平等参画に関する職員の意識・実態の把握を行います。調査結果を活用し、庁内における男女平等参画の推進につなげます。                | 職員課                |
| 2    | 職員研修の実施 <br>強化 | 男女平等参画に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図ります。                                          | 協働コミュニティ課<br>職員課   |
| 3    | 市発行物等の表現における男女平等ガイドラインの周知徹底                                                                       | 市報やホームページ、市発行物における表現において、男女平等参画の視点が徹底されるよう、ガイドラインを庁内に周知するとともに、適宜、更新を行います。 | 協働コミュニティ課<br>秘書広報課 |

### 施策（2）誰もが働きやすい職場環境の整備

市内事業所の模範となってワーク・ライフ・バランスの推進等職場環境の整備を進めるために、庁内において働きかけを強化し、すべての職員が自分らしく働ける環境づくりを進めます。

| 事業番号 | 事業                   | 内容                                                                            | 担当課 |
|------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1    | 庁内のワーク・ライフ・バランスの働きかけ | 職員に向けてワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供します。また、職員一人ひとりが健康に働くことができ、また、働きやすい職場環境となるよう取り組みます。 | 職員課 |

### 施策（３）職場における女性活躍の推進

市の施策をはじめ市政のあらゆる場面において男女平等参画の視点が反映されるために、女性に比べて男性が多く就いている市役所内の管理的立場への女性登用を促進し、誰もが十分に能力を発揮できる環境づくりを進めます。

| 事業番号 | 事業                  | 内容                                                               | 担当課 |
|------|---------------------|------------------------------------------------------------------|-----|
| 1    | 性別に偏らず管理的立場を目指す環境整備 | 研修等を活用して、管理的立場を目指す人材の育成に努めます。また、性別に偏らず積極的に管理職試験を受験できるよう、環境を整えます。 | 職員課 |
| 2    | 女性職員の活躍推進に向けた取組の実施  | 「西東京市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員が働きやすい環境づくりを行います。                        | 職員課 |

### 施策（４）男女平等推進条例の検討

男女平等参画社会の実現に向けて市の施策をさらに展開させるための条例の制定に向けた検討委員会の設置や、苦情処理機関の設置の検討を引き続き進めます。

| 事業番号 | 事業           | 内容                                                                      | 担当課       |
|------|--------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1    | 条例検討委員会設置の検討 | 男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例を検討するための、条例検討委員会の設置を検討します。            | 協働コミュニティ課 |
| 2    | 苦情処理機関設置の検討  | 男女平等参画社会の実現を阻害する人権侵害などの相談に適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野に入れた苦情処理機関の設置を検討します。 | 協働コミュニティ課 |

## ■課題2 男女平等参画推進計画の進行管理

男女平等参画に向けた施策を着実に推進するために、計画の目標達成に向けて進捗状況を把握することが重要です。計画の進捗状況を庁内関係部署や男女平等参画推進委員会にて点検・評価し進行管理を行うことで、改善策の検討や課題解決を図ります。

### 施策（１）市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

恒常的な市民参画の組織である男女平等参画推進委員会を開催し、男女平等参画社会の実現に向けた課題とその解決に向けた検討を行います。また、委員会において毎年度計画に掲げた事業の進捗状況を評価し、実行性を高めるための検討を行います。

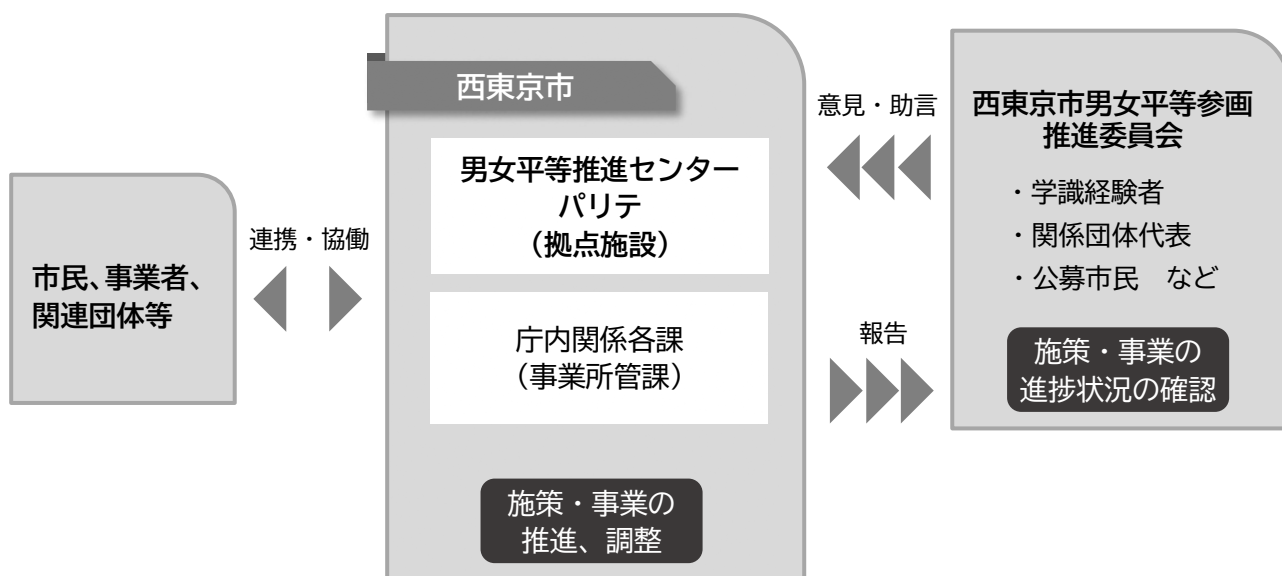
| 事業<br>番号 | 事業             | 内容                                   | 担当課       |
|----------|----------------|--------------------------------------|-----------|
| 1        | 男女平等参画推進委員会の開催 | 恒常的な市民参画の組織として、男女平等参画推進委員会を開催します。    | 協働コミュニティ課 |
| 2        | 事業評価の実施        | 男女平等参画推進委員会において、計画に掲げた事業評価を毎年度実施します。 | 協働コミュニティ課 |

## 第5章 計画の推進に向けて



## 1 計画の推進体制

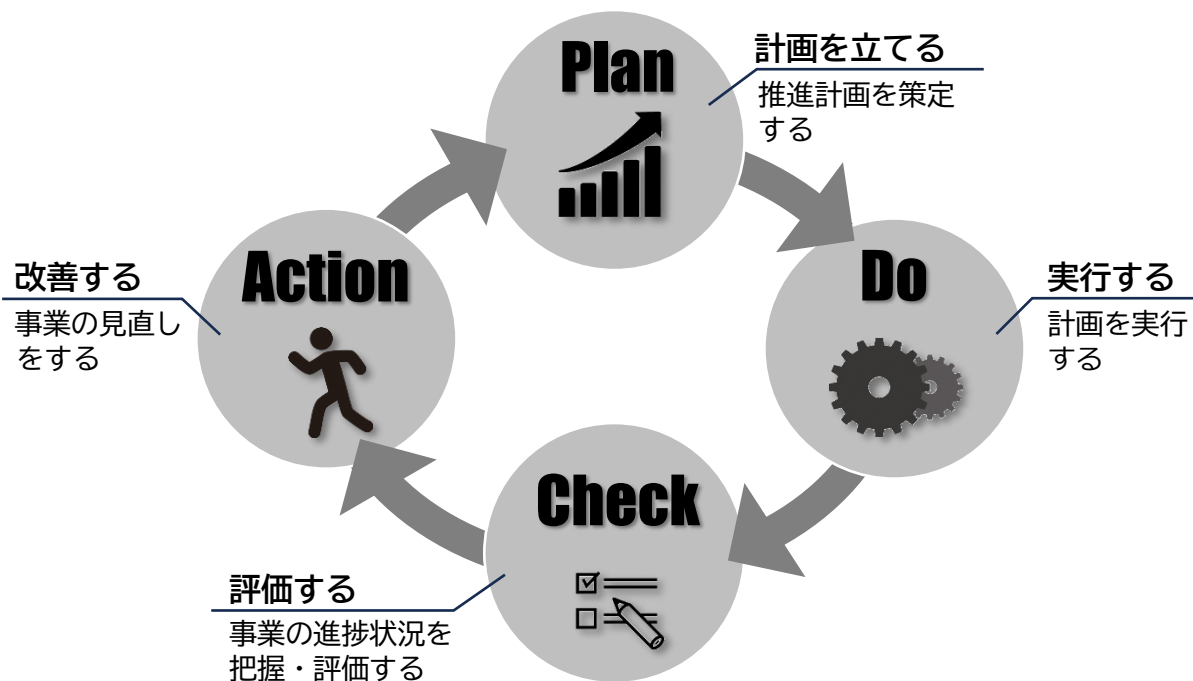
男女平等参画社会の実現に向けて施策を着実に推進するために、市が取り組むだけでなく、市民や事業者、関係機関・団体等がそれぞれの立場で連携・協働して取組を進めていきます。



## 2 計画の進行管理

計画の着実な進行を管理するために、進捗状況を毎年調査して把握するとともに、庁内関係部署や男女平等参画推進委員会にて点検・評価し進行管理を行うことで、改善策の検討や課題解決を図ります。

また、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを繰り返すことで計画の実効性を高めながら、施策を展開していきます。



### 3 指標の設定

本計画では、課題ごとに指標と目標値を定め、取組を進めていきます。

※現状値は令和4年度時点、目標値は令和9年度時点

#### ◆基本目標Ⅰ 人権と多様性を尊重する意識の醸成

|         | 指標                                                        | 現状値                      | 目標値                  |
|---------|-----------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------|
| 課題<br>1 | 男女の固定的性別役割分担意識について、反対と思う人の割合を増やす<br>(市民調査*)               | —                        | 70%                  |
| 課題<br>2 | 社会全体として、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす<br>(市民調査)             | 16.2%                    | 30%                  |
| 課題<br>3 | 「LGBT」、「SOGI」について、「内容まで知っている」人の割合を増やす<br>(市民調査)           | LGBT：68.2%<br>SOGI：18.4% | LGBT：80%<br>SOGI：30% |
| 課題<br>4 | 地域社会（自治会・町内会など）において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす<br>(市民調査) | 43.0%                    | 60%                  |
| 課題<br>5 | 防災会議における委員の女性の割合を増やす                                      | 11.4%                    | 20%                  |

#### ◆基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

|         | 指標                                           | 現状値    | 目標値 |
|---------|----------------------------------------------|--------|-----|
| 課題<br>1 | 職場において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす<br>(市民調査) | 28.8%  | 40% |
| 課題<br>2 | 市の審議会・委員会等における女性委員の割合を増やす                    | 32.9%  | 40% |
| 課題<br>3 | ワーク・ライフ・バランスを実現していると思う人の割合を増やす<br>(市民調査)     | 59.2%  | 80% |
| 課題<br>4 | 男性が家事・育児・介護等に携わっている時間を増やす<br>(市民調査)          | 1時間44分 | 3時間 |
| 課題<br>5 | 子どもがいる男性の育児休業取得率を上げる<br>(市民調査)               | 9.4%   | 30% |
| 課題<br>6 | 家族・親族の介護をしている男性の介護休業取得率を上げる<br>(市民調査)        | 4.5%   | 15% |

### ◆基本目標Ⅲ あらゆる暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援

|         | 指標                                               | 現状値                      | 目標値                  |
|---------|--------------------------------------------------|--------------------------|----------------------|
| 課題<br>1 | 配偶者等から暴力を受けたとき、「誰にも相談しなかった」人の割合を減らす（減少が目標）（市民調査） | 51.6%                    | 40%                  |
| 課題<br>2 | 女性相談の女性認知度を上げる（市民調査）                             | 32.0%                    | 50.0%                |
| 課題<br>3 | 女性に特有のがんの検診受診率を上げる                               | 乳がん：22.3%<br>子宮頸がん：18.3% | 乳がん：26%<br>子宮頸がん：21% |
| 課題<br>4 | ひとり親家庭・女性・家庭相談等の相談件数を増やす                         | 1,196 件                  | 1,500 件              |

### ◆基本目標Ⅳ 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

|         | 指標                                         | 現状値   | 目標値 |
|---------|--------------------------------------------|-------|-----|
| 課題<br>1 | 課長級職以上（一般行政職）の女性の割合を増やす                    | 20.2% | 24% |
| 課題<br>2 | 西東京市男女平等参画推進計画の実績評価において着実に執行されている事業の割合を増やす | 60.7% | 68% |

<指標の出典>

\* 市民調査：「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」

## 4 男女平等推進センター パリテの機能の充実

男女平等推進センター パリテは、男女平等参画社会の実現に向けた拠点施設として、男女平等参画に関する情報収集・提供や、様々な年代を対象にした男女平等意識の啓発、相談や講座の実施等、様々な活動を行っています。

男女平等推進センター パリテの認知度の向上を図りながら、市民の男女平等意識の醸成に向けて事業の充実や様々な媒体を用いた積極的な情報発信等に取り組みます。

また、男女平等参画や性の多様性に関する活動を行う市民、団体等への支援やネットワークづくりを進め、市民、団体等との連携・協働を図るとともに、様々な変化する社会情勢に対応した事業を実施します。



資料編





# 1 用語集

本計画内に記載されている用語について説明を掲載しています。また、その用語が初めて計画書内に出てきた際には「※」を記載しています。

| 行 | 用語            | 頁                         | 説明                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|---------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ | インクルーシブ       | 11                        | 日本語では「包み込むような／包摂的な」を意味し、「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」という言葉から来ている。「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」とは「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念を表す。                                                                                                               |
|   | SNS           | 39、52、55                  | ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。                                                                                                                                                        |
|   | NPO           | 28、51                     | Non-Profit Organizationの略で、民間非営利組織のこと。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする民間の非営利組織。福祉やまちづくり、環境、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織をいう。国や都道府県からNPO法（特定非営利活動促進法）に基づく認証を得た団体は法人格を有する。                                                                                         |
|   | エンパワーメント      | 9                         | 自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。                                                                                                                                                                                                                                |
| か | キャリア教育        | 40                        | 望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。                                                                                                                                                                                     |
|   | 固定的性別役割分担意識   | 9、19、33、35、39、40、45、66、75 | 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。                                                                                                                                                          |
|   | コミュニティビジネス    | 35、46                     | 地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組。ボランティア活動とは異なり、より効率的に活動し、かつ始めた以上は、責任を持って継続的・安定的に行うために、いわゆる「ビジネスの手法」を採って、事業として運営するもの。                                                                                                                                         |
| さ | ジェンダーアイデンティティ | 13、14、42                  | 「性自認」を参照                                                                                                                                                                                                                                                      |
|   | ジェンダー・ギャップ指数  | 10                        | GGI（Gender Gap Index）と略され、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済、教育、政治及び保健の4つの分野のデータから算出される。0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、経済分野は労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、教育分野は識字率、初等・中等・高等教育の各在学率、健康分野は新生児の男女比率、健康寿命、政治分野は国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数から算出される。 |
|   | ストーカー         | 35、55                     | 同一の者に対し、「つきまとい等」を繰り返す行い。 「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、尾行しつきまとう、住居、勤務先、学校等の付近で見張りをしたり、                                                                                                                                     |

| 行 | 用語                 | 頁                             | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|--------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                    |                               | 押しかける、監視していると思わせるようなことを告げたりする、相手が拒否しているのに面会や交際を要求する、著しく粗野または乱暴な言動をする、無言電話や相手が拒否しているのに連続して電話をしたり、電子メールやSNSのメッセージ等を送る、汚物等を送りつける、名誉を傷つける、わいせつな写真を送りつけるなど性的しゅう恥心を侵害する行為のこと。また、2021（令和3）年の改正ストーカー規制法の全面施行により、GPS 機器等を用いた位置情報の無承諾取得等、実際にいる場所の付近における見張り等、拒否されたのに何度も「文書」を送る行為が新たに規制対象行為として追加された。 |
|   | 性自認（ジェンダーアイデンティティ） | 11、13、14、21、33、34、35、42       | 自分自身の性をどのように認識しているかということ。からだの性と一致する場合もあれば、一致しない場合もあり、一致しない場合、トランスジェンダーという概念で説明される。                                                                                                                                                                                                       |
|   | 性的指向               | 11、12、13、14、21、33、34、35、42    | 人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、その向き方は自分の意志で変えたり、選んだりするものではないといわれている。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛、どのような対象にも抱かない無性愛を指す。                                                                                                                                                   |
|   | 性的マイノリティ           | 13、21、28、29、42、75             | 出生時に判定された性別と性自認が一致しない人、性的指向が同性や両性の人、性自認がはっきりしない人などを指す。                                                                                                                                                                                                                                   |
|   | セクシュアル・ハラスメント      | 12、35、55                      | 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得る人権侵害のこと。                                                                                                                                                               |
| た | 男女共同参画社会           | 3、11、18                       | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。                                                                                                                                                                                |
|   | デートDV              | 52                            | 恋人など交際相手からの暴力のこと。身体のみならず、暴言、スマートフォンをチェックし行動を監視したりする精神的暴力や、性的強要などの性的暴力も含まれる。                                                                                                                                                                                                              |
|   | DV（ドメスティック・バイオレンス） | 10、12、26、44、52、53、54、56、58、74 | Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった人からふるわれる暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力、経済的な暴力、性的な暴力なども含まれる。                                                                                                                                                                       |
|   | テレワーク              | 10、48                         | 情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。テレワークは働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）のほか、リゾートで行うワーケーションも含めて総称としている。                                                                                                          |
| は | ハラスメント             | 55、74                         | 嫌がらせ、いじめのことで、職場や地域等あらゆる場面において相手を不快にさせる、尊厳を傷付ける、不利益を与えるといった発言や行動が問題となっている。                                                                                                                                                                                                                |

| 行 | 用語                              | 頁                                      | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|---------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | ファミリー・サポート・センター                 | 50                                     | 地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい人（ファミリー会員）と子どもを預りたい人（サポート会員）がお互いに会員となり、会員間で「子どもを預かる」という有償の相互援助活動を行う事業。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|   | ポジティブ・アクション                     | 46                                     | 社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ま | マタニティ・ハラスメント                    | 12                                     | 働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めなどの不利益な取扱いをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせのこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ら | ライフステージ                         | 57                                     | 人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期等の成長過程や、就職・結婚・子育て・退職等節目となる出来事に応じて区分した各段階のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|   | リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利） | 57                                     | 平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」とは、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。 |
| わ | ワーク・ライフ・バランス                    | 22、29、34、35、45、48、49、50、51、59、66、74、75 | 「仕事と生活の調和」と訳され、家庭や地域生活、会社（職場）などにおいて、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるようにすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

## 2 西東京市男女平等参画に関するアンケート調査等概要

本計画の策定に必要な基礎資料とすることを目的に、アンケート調査やワークショップ等を実施しました。

### ■男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査

|      |                                                                                                                                                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象 | 市内在住の満 18 歳以上の市民 2,000 人                                                                                                                                                                                      |
| 調査期間 | 令和 4（2022）年 10 月 19 日（水）～令和 4（2022）年 11 月 9 日（水）                                                                                                                                                              |
| 調査方法 | 郵送配布、郵送回収または Web 回答                                                                                                                                                                                           |
| 回収結果 | 702 件（有効回収率：35.1%）                                                                                                                                                                                            |
| 調査項目 | <div> 1. 回答者の属性<br/>2. 男女平等参画の意識<br/>3. 家庭生活<br/>4. 仕事と生活の調和<br/>（ワーク・ライフ・バランス）<br/>5. 女性の活躍 </div> <div> 6. コロナ下での行動変化<br/>7. 性の多様性<br/>8. 地域・防災<br/>9. 暴力（DV、ハラスメント）<br/>10. 男女平等参画を進めるために<br/>必要な施策 </div> |

### ■男女平等参画に関する西東京市職員意識・実態調査

|      |                                                                                                                                                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象 | 西東京市正規職員 1,062 人                                                                                                                                                                                                 |
| 調査期間 | 令和 4（2022）年 11 月 8 日（火）～令和 4（2022）年 12 月 22 日（木）                                                                                                                                                                 |
| 調査方法 | 電子申請サービス LoGo フォームおよび直接配布・回収併用                                                                                                                                                                                   |
| 回収結果 | 861 件（有効回収率：81.1%）                                                                                                                                                                                               |
| 調査項目 | <div> 1. 回答者の属性<br/>2. 男女平等参画の意識<br/>3. 家庭生活<br/>4. 仕事に関すること<br/>5. 仕事と生活の調和<br/>（ワーク・ライフ・バランス） </div> <div> 6. 女性の活躍<br/>7. 性の多様性<br/>8. 地域・防災<br/>9. あらゆる暴力（DV、ハラスメント等）<br/>10. 男女平等参画を進めるために<br/>必要な施策 </div> |

## ■市民ワークショップ

|      |                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象 | 18 歳以上の市民 15 人                                                                 |
| 調査期間 | 令和 5（2023）年 1 月 21 日（土）                                                        |
| 調査方法 | グループワーク形式                                                                      |
| テーマ  | ○女性の活躍を推進するには<br>○ワーク・ライフ・バランスを進めるには<br>○ジェンダー平等社会を実現するには<br>○多様な性を認める社会に向かうには |

## ■中学生インタビュー

|      |                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象 | 市立中学校の生徒 18 人（4 校）                                                             |
| 調査期間 | 令和 4（2022）年 12 月 14 日（水）、12 月 19 日（月）、12 月 20 日（火）、<br>令和 5（2023）年 1 月 19 日（木） |
| 調査方法 | 各中学校でヒアリング                                                                     |
| テーマ  | ○固定的性別役割分担意識について<br>○アンコンシャス・バイアスについて<br>○性的マイノリティについて                         |

## ■事業者インタビュー

|      |                                        |
|------|----------------------------------------|
| 調査対象 | 市内事業者 2 社                              |
| 調査期間 | 令和 5（2023）年 1 月 12 日（木）、2 月 9 日（木）     |
| 調査方法 | 各事業所でヒアリング                             |
| テーマ  | ○女性活躍の推進<br>○ワーク・ライフ・バランスに関する取組や課題について |

### 3 男女平等参画推進に関する国内外の主な動き（年表）

| 年                   | 国連等の動き                                                                                | 日本国内の動き                                                                                                       |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 20 年<br>(1945 年) | ・世界婦人会議（パリ）開催                                                                         | ・日本国憲法制定<br>・普通選挙法改正（婦人参政権の付与）                                                                                |
| 昭和 50 年<br>(1975 年) | ・国際婦人年（目標：平等、開発、平和）<br>・国際婦人年世界会議で「世界行動計画」採択<br>・「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択（ILO） | ・総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置<br>・衆・参両議院本会議で「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上をはかる決議」を採択<br>・「育児休業法」公布（女子教職員・看護婦・保母等を対象） |
| 昭和 51 年<br>(1976 年) | ・国連婦人の 10 年（1976 年～1985 年）                                                            | ・民法一部改正（離婚後も婚姻中の姓を称することができる）                                                                                  |
| 昭和 52 年<br>(1977 年) |                                                                                       | ・「国内行動計画」策定<br>・国立婦人教育会館（嵐山町）開館                                                                               |
| 昭和 53 年<br>(1978 年) |                                                                                       |                                                                                                               |
| 昭和 54 年<br>(1979 年) | ・第 34 回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択                                     | ・「女子差別撤廃条約」署名<br>・民法等の一部改正（配偶者法定相続分改定等）                                                                       |
| 昭和 55 年<br>(1980 年) | ・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議で「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択                                         | ・「国内行動計画後期重点目標」策定                                                                                             |
| 昭和 56 年<br>(1981 年) | ・「ILO の第 156 号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇に関する条約）」採択                                      | ・「国内行動計画後期重点目標」策定                                                                                             |
| 昭和 57 年<br>(1982 年) |                                                                                       |                                                                                                               |
| 昭和 58 年<br>(1983 年) |                                                                                       |                                                                                                               |
| 昭和 59 年<br>(1984 年) |                                                                                       | ・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布（父系血統主義から父母両系血統主義へ）                                                                    |
| 昭和 60 年<br>(1985 年) | ・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議（ナイロビ）で「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択                      | ・「女子差別撤廃条約」を批准<br>・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」公布                                             |
| 昭和 61 年<br>(1986 年) |                                                                                       | ・「労働基準法」一部改正（女子保護規定緩和等）<br>・「婦人問題企画推進有識者会議」設置                                                                 |
| 昭和 62 年<br>(1986 年) |                                                                                       | ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定                                                                                    |
| 昭和 63 年<br>(1987 年) |                                                                                       | ・「労働基準法」一部改正（労働時間の短縮等）                                                                                        |
| 平成元年<br>(1989 年)    |                                                                                       | ・「法令」の一部を改正する法律公布（婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正）                                                                      |
| 平成 2 年<br>(1990 年)  | ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択                             |                                                                                                               |
| 平成 3 年<br>(1991 年)  |                                                                                       | ・「育児休業等に関する法律」制定<br>・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第 1 次改定                                                           |
| 平成 4 年<br>(1992 年)  |                                                                                       | ・婦人問題担当大臣設置                                                                                                   |
| 平成 5 年<br>(1993 年)  | ・世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」で女性の平等の地位と女性の人権について採択<br>・国連総会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択                   | ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」公布<br>・中学校での家庭科の男女必修完全実施                                                   |
| 平成 6 年<br>(1994 年)  | ・国際家族年<br>・世界人口開発会議がカイロにて開催                                                           | ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置<br>・児童の権利に関する条約批准                                                                    |
| 平成 7 年<br>(1995 年)  | ・第 4 回世界女性会議（北京）で「北京宣言」「行動綱領」を採択                                                      | ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」改正（法律名及び内容の改正）<br>・ILO「156 号条約批准」<br>・戸籍から「非嫡出子」の記述が廃止          |
| 平成 8 年<br>(1996 年)  |                                                                                       | ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定<br>・「優生保護法の一部を改正する法律」制定<br>・男女共同参画推進連携会議発足                                              |
| 平成 9 年<br>(1997 年)  |                                                                                       | ・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」「労働省設置法」一部改正<br>・「介護保険法」制定<br>・「男女共同参画審議会設置法」制定                                  |
| 平成 10 年<br>(1998 年) |                                                                                       |                                                                                                               |
| 平成 11 年<br>(1999 年) | ・女子差別撤廃委員会 日本の第 6 回定期報告に関する審議                                                         | ・「男女共同参画社会基本法」制定                                                                                              |
| 平成 12 年<br>(2000 年) | ・女性 2000 年会議をニューヨーク国連本部にて開催                                                           | ・男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申<br>・「男女共同参画基本計画」閣議決定<br>・「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」公布                    |
| 平成 13 年<br>(2001 年) |                                                                                       | ・内閣府に男女共同参画局を設置<br>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」制定<br>・「育児・介護休業法」改正                                    |
| 平成 14 年<br>(2002 年) |                                                                                       |                                                                                                               |

| 年                   | 東京都の動き                                                              | 西東京市の動き                                                                              |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 20 年<br>(1945 年) |                                                                     |                                                                                      |
| 昭和 50 年<br>(1975 年) | ・ 東京都議会で「婦人の社会的地位向上に関する決議」を採択                                       |                                                                                      |
| 昭和 51 年<br>(1976 年) | ・ 東京都婦人問題懇話会が「国際婦人年世界行動計画にたった東京都行動計画の基本的考え方」を提言<br>・ 「都民生活局婦人計画課」設置 |                                                                                      |
| 昭和 52 年<br>(1977 年) | ・ 「婦人関係行政推進協議会」「東京都婦人問題会議」設置<br>・ 婦人相談センター開設                        |                                                                                      |
| 昭和 53 年<br>(1978 年) | ・ 「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定                                             |                                                                                      |
| 昭和 54 年<br>(1979 年) | ・ 東京都婦人情報センター開設                                                     |                                                                                      |
| 昭和 55 年<br>(1980 年) | ・ 「職場における男女差別苦情処理委員会」設置                                             |                                                                                      |
| 昭和 56 年<br>(1981 年) | ・ 「東京都婦人問題協議会」設置                                                    |                                                                                      |
| 昭和 57 年<br>(1982 年) |                                                                     | 【保谷】・「懇話会準備市民委員会」発足                                                                  |
| 昭和 58 年<br>(1983 年) | ・ 「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定                       | 【保谷】・企画部広報課市民活動係（担当）<br>・ 「婦人行動計画策定のための提言（中間答申）」                                     |
| 昭和 59 年<br>(1984 年) |                                                                     | 【保谷】・「婦人問題意識・実態調査」実施                                                                 |
| 昭和 60 年<br>(1985 年) |                                                                     | 【保谷】・「婦人行動計画策定のための提言」答申                                                              |
| 昭和 61 年<br>(1986 年) |                                                                     | 【保谷】・「婦人行動計画」策定                                                                      |
| 昭和 62 年<br>(1986 年) |                                                                     | 【保谷】・女性情報誌「BeFIat」発行（創刊）<br>・ 「保谷市婦人行動計画推進協議会」発足                                     |
| 昭和 63 年<br>(1987 年) | ・ 東京都婦人問題協議会が「東京ウィメンズプラザ（仮称）の基本構想」を報告                               | 【保谷】・保谷市女性フォーラム（第1回）<br>・ 「婦人問題意識・実態調査」実施                                            |
| 平成元年<br>(1989 年)    |                                                                     |                                                                                      |
| 平成 2 年<br>(1990 年)  |                                                                     |                                                                                      |
| 平成 3 年<br>(1991 年)  | ・ 「女性問題解決のための東京都行動計画－21 世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定<br>・ 「東京都男女平等推進基金」設置   | 【田無】・「女性問題検討委員会」設置<br>【保谷】・「男女共生社会を目指す保谷プラン」策定                                       |
| 平成 4 年<br>(1992 年)  | ・ （財）東京女性財団設立                                                       | 【田無】・「女性問題調査報告書」作成                                                                   |
| 平成 5 年<br>(1993 年)  |                                                                     | 【田無】・「田無市女性問題審議会」設置                                                                  |
| 平成 6 年<br>(1994 年)  |                                                                     | 【田無】・「田無市女性行動計画策定委員会」設置                                                              |
| 平成 7 年<br>(1995 年)  | ・ 東京ウィメンズプラザ開館                                                      |                                                                                      |
| 平成 8 年<br>(1996 年)  |                                                                     | 【田無】・「田無市女性行動計画『たなし男女平等推進プラン』」策定                                                     |
| 平成 9 年<br>(1997 年)  | ・ 東京都女性問題協議会が「男女が平等に参画するまち東京」を報告                                    | 【保谷】・「第三次保谷市女性行動計画策定のための提言」答申                                                        |
| 平成 10 年<br>(1998 年) | ・ 「男女平等推進のための東京都行動計画－男女が平等に参画するまち 東京プラン」策定                          | 【田無】・田無市女性情報誌「アンサンブル」発行<br>【保谷】・「保谷市男女平等推進プラン」策定                                     |
| 平成 11 年<br>(1999 年) |                                                                     | 【田無】・田無市民がつくる男女平等情報誌「女と男のアンサンブル」発行                                                   |
| 平成 12 年<br>(2000 年) | ・ 「東京都男女平等参画基本条例」制定                                                 | 【保谷】・男女平等推進委員会発足                                                                     |
| 平成 13 年<br>(2001 年) | ・ 「東京都男女平等を進める会」設置                                                  | ・ 西東京市誕生<br>・ 男女平等情報誌「エガール」発行                                                        |
| 平成 14 年<br>(2002 年) | ・ 「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス&サポート東京プラン 2002」策定<br>・ 配偶者暴力相談支援センター業務を開始 | ・ 「男女平等参画行動計画推進委員会」設置<br>・ 「第1回男女平等参画推進フォーラム」実施<br>・ 「男女平等参画推進委員会」設置<br>・ 「女性相談事業」開始 |

| 年                        | 国連等の動きの動き                                                                                                                          | 日本国内の動きの動き                                                                                                                                                     |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 15 年<br>(2003 年)      |                                                                                                                                    | ・「次世代育成支援対策推進法」制定<br>・「少子化社会対策基本法」制定                                                                                                                           |
| 平成 16 年<br>(2004 年)      | ・第 31 回女子差別撤廃委員会開催                                                                                                                 | ・「DV 防止法」改正<br>・「育児・介護休業法」一部改正                                                                                                                                 |
| 平成 17 年<br>(2005 年)      | ・第 32 回女子差別撤廃委員会開催<br>・第 49 回国連婦人の地位委員会                                                                                            | ・「第 2 次男女共同参画基本計画」策定<br>・「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」制定                                                                                          |
| 平成 18 年<br>(2006 年)      |                                                                                                                                    | ・「男女雇用機会均等法」改正                                                                                                                                                 |
| 平成 19 年<br>(2007 年)      |                                                                                                                                    | ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正<br>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定                                                                          |
| 平成 20 年<br>(2008 年)      |                                                                                                                                    | ・「女性の参画推進プログラム」男女共同参画推進本部決定<br>・「児童虐待防止法」一部改正                                                                                                                  |
| 平成 21 年<br>(2009 年)      |                                                                                                                                    | ・「育児・介護休業法」一部改正                                                                                                                                                |
| 平成 22 年<br>(2010 年)      | ・国連「北京 15」記念会合（ニューヨーク）<br>・国連グローバル・コンパクト（UNGC）と UNIFE（現 UN Women）が女性のエンパワーメント原則（WEPS）を共同で作成                                        | ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定<br>・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定                                                                                    |
| 平成 23 年<br>(2011 年)      | ・UN Women 正式発足                                                                                                                     | ・男女共同参画の視点による「防災基本計画」の修正                                                                                                                                       |
| 平成 24 年<br>(2012 年)      | ・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択                                                                                | ・男女共同参画の視点による「防災基本計画」の修正                                                                                                                                       |
| 平成 25 年<br>(2013 年)      |                                                                                                                                    | ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正                                                                                                                                |
| 平成 26 年<br>(2014 年)      | ・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択                                                                                | ・内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置<br>・「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」制定<br>・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! 2014）開催（2016 年から「国際女性会議 WAW!」に名称変更）                                |
| 平成 27 年<br>(2015 年)      | ・国連「北京+20」記念会合（第 59 回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク））<br>・第 3 回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択<br>・UN Women 日本事務所開設<br>・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択 | ・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定（以降、毎年策定）<br>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定<br>・「第 4 次男女共同参画基本計画」策定<br>・安保理決議 1325 号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定                        |
| 平成 28 年<br>(2016 年)      | ・女子差別撤廃委員会 日本の第 7 回及び第 8 回合同定期報告に関する最終見解                                                                                           | ・「男女雇用機会均等法」<br>・「育児・介護休業法」改正<br>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正<br>・「ニッポン一億総活躍プラン」策定<br>・「働き方改革実現会議」設置                                                                |
| 平成 29 年<br>(2017 年)      |                                                                                                                                    | ・「男女雇用機会均等法」一部改正<br>・「育児・介護休業法」改正<br>・刑法の一部を改正する法律の公布                                                                                                          |
| 平成 30 年<br>(2018 年)      |                                                                                                                                    | ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行<br>・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定                                                                           |
| 平成 31 年／令和元年<br>(2019 年) |                                                                                                                                    | ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正<br>・「配偶者暴力防止法」一部改正<br>・「労働施策総合推進法」一部改正                                                                                           |
| 令和 2 年<br>(2020 年)       | ・国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合                                                                                                             | ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」告示<br>・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」閣議決定<br>・「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定                                                |
| 令和 3 年<br>(2021 年)       |                                                                                                                                    | ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行<br>・「育児・介護休業法」一部改正                                                                                                      |
| 令和 4 年<br>(2022 年)       |                                                                                                                                    | ・「女性デジタル人材育成プラン」決定<br>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布                                                                                                               |
| 令和 5 年<br>(2023 年)       |                                                                                                                                    | ・「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」決定<br>・「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布<br>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正<br>・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布<br>・「女性版骨太の方針 2023」決定 |
| 令和 6 年<br>(2024 年)       |                                                                                                                                    | ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行<br>・「改正配偶者暴力防止法」施行                                                                                                                  |

| 年                        | 東京都                                                                                     | 西東京市                                                                                                                                                |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 15 年<br>(2003 年)      |                                                                                         | ・「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施<br>・男女平等参画推進委員会に「女性センター検討小委員会」設置                                                                                             |
| 平成 16 年<br>(2004 年)      |                                                                                         | ・「西東京市男女平等参画推進計画」策定                                                                                                                                 |
| 平成 17 年<br>(2005 年)      | ・「次世代育成支援 東京都行動計画」策定                                                                    |                                                                                                                                                     |
| 平成 18 年<br>(2006 年)      | ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定                                                                     | ・西東京市配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を設置                                                                                                                           |
| 平成 19 年<br>(2007 年)      | ・「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス＆サポート東京プラン 2007 策定                                              |                                                                                                                                                     |
| 平成 20 年<br>(2008 年)      |                                                                                         | ・西東京市住吉会館内に「西東京市男女平等推進センター パリテ」開館<br>・「男女平等推進センター企画運営委員会」設置<br>・西東京市男女平等情報誌パリテ創刊<br>・パリテだより創刊                                                       |
| 平成 21 年<br>(2009 年)      | ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定                                                                     | ・「西東京市第 2 次男女平等参画推進計画」策定<br>・第 1 回パリテまつり実施                                                                                                          |
| 平成 22 年<br>(2010 年)      |                                                                                         | ・「ワークライフバランス推進労使宣言」締結<br>・第 1 回パリテ利用者懇談会実施                                                                                                          |
| 平成 23 年<br>(2011 年)      |                                                                                         |                                                                                                                                                     |
| 平成 24 年<br>(2012 年)      | ・「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス＆サポート東京プラン 2012」策定<br>・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定                       | ・第 1 回企画運営委員の報告と懇談の集い実施<br>・第 1 回男女平等推進団体連絡会実施                                                                                                      |
| 平成 25 年<br>(2013 年)      |                                                                                         |                                                                                                                                                     |
| 平成 26 年<br>(2014 年)      |                                                                                         | ・「西東京市第 3 次男女平等参画推進計画」策定<br>・「西東京市配偶者暴力対策基本計画」策定（第 3 次計画に包含）                                                                                        |
| 平成 27 年<br>(2015 年)      |                                                                                         |                                                                                                                                                     |
| 平成 28 年<br>(2016 年)      | ・「東京都女性活躍推進白書」策定                                                                        | ・「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言                                                                                                                               |
| 平成 29 年<br>(2017 年)      | ・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定<br>・「東京都女性活躍推進計画」改定<br>・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定<br>・「特定異性接客営業等に関する条例」施行 | ・『「健康」イクボス・ケアボス宣言』                                                                                                                                  |
| 平成 30 年<br>(2018 年)      | ・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」制定                                                   | ・「西東京市子ども条例」策定                                                                                                                                      |
| 平成 31 年／令和元年<br>(2019 年) | ・「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行<br>・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定                                   | ・「西東京市第 4 次男女平等参画推進計画」策定<br>・「西東京市第 2 次配偶者暴力対策基本計画」策定（第 4 次計画に包含）<br>・「西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」策定（第 4 次計画に包含）                                         |
| 令和 2 年<br>(2020 年)       |                                                                                         |                                                                                                                                                     |
| 令和 3 年<br>(2021 年)       |                                                                                         |                                                                                                                                                     |
| 令和 4 年<br>(2022 年)       | ・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定<br>・「東京都パートナーシップ宣誓制度」運用開始                                          | ・「男女平等に関する西東京市民意識・実態調査」実施<br>・「男女平等に関する職員意識調査・実態調査」実施                                                                                               |
| 令和 5 年<br>(2023 年)       | ・「第 2 期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定                                                          |                                                                                                                                                     |
| 令和 6 年<br>(2024 年)       |                                                                                         | ・「西東京市第 5 次男女平等参画推進計画」策定<br>・「西東京市第 3 次配偶者暴力対策基本計画」策定（第 5 次計画に包含）<br>・「西東京市第 2 次女性の職業生活における活躍推進計画」策定（第 5 次計画に包含）<br>・「西東京市困難女性支援基本計画」策定（第 5 次計画に包含） |

採択：昭和 54（1979）年 12 月 18 日（国際連合第 34 回総会）  
 批准：昭和 60（1985）年 6 月 25 日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全の開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものも問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男

女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

#### 第4条

締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

#### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び育児における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

#### 第2部

##### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

##### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

##### 第9条

- 1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

#### 第3部

##### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として

次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

##### 第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参

加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供

給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第4部

#### 第15条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第16条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第5部

#### 第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

1. 委員会は、手続規則を採択する。
2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た

報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第26条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

1. この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
2. この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉

によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
3. 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## 目次

## 前文

## 第一章 総則（第一条—第十二条）

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

## 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

## 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

## （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

## （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

## （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

## （国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

## （国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

## （法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す

る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって

組織する。

**(議長)**

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則 抄**

**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

**(経過措置)**

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長

である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

**附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄**

**(施行期日)**

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

**(委員等の任期に関する経過措置)**

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

**(別に定める経過措置)**

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄**

**(施行期日)**

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

## 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

#### 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

#### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

##### （都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言

その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### (婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### (婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。

この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

### (警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

### (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

### (苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

##### (保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。))に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。))その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない

場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合に

あつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発すること

ができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### （保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

#### （即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第五章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる

費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

#### （国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

##### （この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                                                     |               |                                             |
|-----------------------------------------------------|---------------|---------------------------------------------|
| 第二条                                                 | 被害者           | 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。） |
| 第六条第一項                                              | 配偶者又は配偶者であった者 | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者         |
| 第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 | 配偶者           | 第二十八条の二に規定する関係にある相手                         |

|        |                      |                       |
|--------|----------------------|-----------------------|
| 第十条第一項 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 |
|--------|----------------------|-----------------------|

#### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

##### （検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

##### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定

の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づ

いて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第五百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十

二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

## 目次

## 第一章 総則（第一条—第四条）

## 第二章 基本方針等（第五条・第六条）

## 第三章 事業主行動計画等

## 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

## 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

## 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

## 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

## 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

## 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

## 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

## 附則

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

## （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行

うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

## （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

## （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

## （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。  
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

##### (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で

定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

##### (基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

##### (認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

##### (認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認め

るとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適

切な実施を図るものとする。

#### （一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲

げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### （職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### （財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### （国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、

予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

#### （啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

#### （情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### （協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### （秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### （協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及

び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雑則

##### （報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

##### （公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

##### （権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

##### （政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

##### (この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

##### (政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

##### (検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則 （平成二九年三月三一日法律第一四号）

抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規

定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

##### (罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

##### (その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

##### (罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

##### (政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

##### (検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則 （令和四年三月三一日法律第一二号） 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げ

る改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定  
令和四年十月一日

**（政令への委任）**

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄  
（施行期日）**

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二條）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

#### （基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

#### （関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性

への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

#### （緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

### 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第三章 女性相談支援センターによる支援等 （女性相談支援センター）

- 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
  - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護

を行う施設を設けなければならない。

- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

### （女性相談支援センターの所長による報告等）

- 第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

### （女性相談支援員）

- 第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

### （女性自立支援施設）

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又

は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

#### （民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

#### （民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

#### （支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
  - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成

する者又は当該者であった者

- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

##### （教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

##### （調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

##### （人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

##### （民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

##### （都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

##### （都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自

立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

#### （国の負担及び補助）

第二十二條 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
  - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

#### 第五章 罰則

第二十三條 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則 抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

##### （検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて

て所要の措置を講ずるものとする。

#### 準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

#### （婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

#### （婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

#### （政令への委任）

第三十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄 （施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

#### （罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### （政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄 （施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

## (設置)

第1条 西東京市における男女平等参画のあり方を検討し、男女平等参画社会の形成に寄与するため、西東京市男女平等参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 男女平等参画推進計画の策定に関する事。
- (2) 男女平等参画推進施策の推進に関する事。
- (3) その他男女平等参画推進に関する事。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 6 人以内
- (2) 市内関係団体の代表 4 人以内
- (3) 公募による市民 5 人以内

## (任期)

第4条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活文化スポーツ部協働コミュニティ課において処理する。

## (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 25 日条例第 40 号）

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 24 日条例第 47 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 10 西東京市男女平等参画推進委員会委員名簿

任期：令和4（2022）年7月31日～令和6（2024）年7月30日

◎：委員長      ○：副委員長

| 区分        | 氏名            |
|-----------|---------------|
| 学識経験者     | 小澤 和彦      ◎  |
|           | 笹川 あゆみ      ○ |
|           | 中村 敏子         |
|           | 安田 和代         |
|           | 山辺 真理子        |
|           | 横森 直樹         |
| 市内関係団体の代表 | 井上 雅子         |
|           | 篠宮 武男         |
|           | 平 勇介          |
|           | 山田 裕太         |
| 公募による市民   | 五十嵐 幸子        |
|           | 鈴木 麻実         |
|           | 高岡 千晶         |
|           | 星 竜也          |
|           | 堀内 怜奈         |

## 11 西東京市男女平等参画推進委員会開催経過

| 日程              |        | 議題                                                                                                                                                                   |
|-----------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年<br>(2022年) | 8月2日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度第2回男女平等参画推進委員会会議録の承認について</li> <li>・ 委員会の運営について</li> <li>・ 今後の日程について</li> <li>・ 男女平等参画に関する西東京市民意識調査・実態調査について</li> </ul> |
|                 | 8月30日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度第3回男女平等参画推進委員会会議録の承認について</li> <li>・ 第4次計画実績評価報告書（令和3年度）について</li> <li>・ 男女平等参画に関する西東京市民及び職員意識調査・実態調査について</li> </ul>     |
|                 | 9月27日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度第4回男女平等参画推進委員会会議録の承認について</li> <li>・ 第4次計画実績評価報告書（令和3年度）について</li> <li>・ 男女平等参画に関する西東京職員意識調査・実態調査について</li> </ul>         |
| 令和5年<br>(2023年) | 2月28日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度第5回男女平等参画推進委員会会議録の承認について</li> <li>・ 男女平等参画に関する市民意識調査・職員意識調査結果速報版について</li> <li>・ 第5次男女平等参画推進計画について</li> </ul>           |
|                 | 3月28日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度第6回男女平等参画推進委員会会議録の承認について</li> <li>・ 第5次男女平等参画推進計画について</li> </ul>                                                       |
|                 | 4月25日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度第7回男女平等参画推進委員会会議録の承認について</li> <li>・ 第4次計画実績評価報告書（令和4年度）について</li> <li>・ 第5次男女平等参画推進計画について</li> </ul>                    |
|                 | 6月27日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度第1回男女平等参画推進委員会会議録の承認について</li> <li>・ 第4次計画実績評価報告書（令和4年度）について</li> <li>・ 第5次男女平等参画推進計画について</li> </ul>                    |
|                 | 7月25日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度第2回男女平等参画推進委員会会議録の承認について</li> <li>・ 第4次計画実績評価報告書（令和4年度）について</li> <li>・ 第5次男女平等参画推進計画について</li> </ul>                    |
|                 | 8月22日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度第3回男女平等参画推進委員会会議録の承認について</li> <li>・ 第4次計画実績評価報告書（令和4年度）について</li> <li>・ 第5次男女平等参画推進計画について</li> </ul>                    |
|                 | 10月17日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度第4回男女平等参画推進委員会会議録の承認について</li> <li>・ 第4次計画実績評価報告書（令和4年度）について</li> <li>・ 第5次男女平等参画推進計画について</li> </ul>                    |
|                 | 12月26日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度第5回男女平等参画推進委員会会議録の承認について</li> <li>・ 第4次計画実績評価報告書（令和4年度）について</li> <li>・ 第5次男女平等参画推進計画について</li> </ul>                    |
| 令和6<br>(2024)年  | 2月6日   | ※予定                                                                                                                                                                  |



## 西東京市第5次男女平等参画推進計画

令和6（2024）年3月発行

編集・発行：西東京市 生活文化スポーツ部  
協働コミュニティ課男女平等推進係  
〒202-0005 東京都西東京市住吉町 6-15-6  
住吉会館内 男女平等推進センター パリテ  
電 話：042-439-0075